

建設業許可申請の手引

令和8年5月改訂版

福島県土木部

目 次

1	建設業の許可の概要	
(1)	建設業とは	P. 1
(2)	許可を必要とする者	P. 1
(3)	許可を受けなくてもできる工事（軽微な建設工事）	P. 1
(4)	許可の種類	P. 1
(5)	許可の区分	P. 1
2	建設業の許可の要件	
(1)	適正な経営体制を整えていること	P. 2
(2)	営業所技術者等がいること	P. 4
(3)	請負契約に関して誠実性を有していること	P. 5
(4)	財産的基礎又は金銭的信用があること	P. 5
(5)	その他（欠格要件に該当しないこと）	P. 5
3	許可申請の手続	
(1)	許可申請に必要な書類	P. 6
(2)	許可申請書類の入手先	P. 6
(3)	許可申請書類の必要部数	P. 6
(4)	申請書類の提出先、提出方法	P. 7
(5)	審査の標準的な処理期間	P. 7
(6)	許可申請手数料	P. 7
(7)	代理申請	P. 7
4	許可申請の結果	
(1)	許可	P. 7
(2)	不許可	P. 7
(3)	取り下げ	P. 7
5	許可を受けたあとの届出	
(1)	変更等の届出	P. 8
(2)	建設業を廃業するとき	P. 8
6	現在受けている許可の有効期間が満了するとき（許可の更新）	P. 8
7	新たな許可の申請が必要になるとき	
(1)	業種追加	P. 9
(2)	般・特新規	P. 9
(3)	許可換え	P. 10
8	その他	
(1)	建設業許可証明書の交付	P. 10
(2)	許可申請書類の閲覧	P. 10
(3)	建設工事統計調査についてのお願い	P. 10
(4)	公共工事の入札	P. 11
(5)	「技術検定」の試験等についての注意	P. 11
(6)	建設工事紛争審査会について	P. 12
(7)	立入検査及び監督処分について	P. 12

別表 1 建設業の業種と建設工事の例示	P. 13
別表 2 建設業の学科表	P. 15
別表 3 有資格コード一覧	P. 16
別表 4 許可申請に必要な書類一覧	P. 22
別表 5 提出書類の内容を確認するもの一覧	P. 24
別表 6 許可を受けた後の届出	P. 28
別表 7 市町村コード	P. 31
別表 8 申請書類の提出先	P. 32
◆◆許可申請に係るQ & A◆◆	P. 33
◆◆記入例◆◆	P. 38

建設業許可申請受付事務における「事前審査」の変更について

令和3年3月9日作成
福島県土木部

福島県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、建設業法関係の事務の事前審査を行ってきましたが、感染拡大の収束が見込まれないことなどから、事務手続を下記のとおり変更します。

1 事務手続の変更日

令和3年3月15日(月)から変更。

2 主な内容

(1) 新規、更新、業種追加等の許可申請（申請手数料がかかるもの）

ア すべて事前審査とします。

なお、事前審査後、行政側で必要があると判断した場合、対面による書類の補正を求めることがあります。

イ アの事前審査用として提出された1部を正本として取扱います。

事前審査後、副本、入力用紙及び返信用封筒を提出する際に収入証紙を貼った台紙を同封してください。

なお、申請書右上に「正本」及び「副本」と記載してください。

ウ 資格者証等の確認書類はすべてコピーの提出としてください。

エ 申請書等送付の際は、建設業申請の手引「別表4」の申請区分にチェックし、とじ順に従って書類を並べ、「別表4」も一緒に提出してください。

(2) 「届出書」「変更届出書」「廃業届」等の届出手続（申請手数料がかからないもの）

正本、副本、入力用紙及び返信用封筒のすべてをまとめて郵送してください。

※ 経営事項審査申請についても手続を変更します。別案内をご覧ください。

3 変更後の事務手続

別記のとおり

4 留意事項

申請者が手続の確認等で説明を受けるために来庁することを一律に妨げるものではありません。

なお、県建設産業室ホームページに掲載されている「建設業許可申請の手引」等は、この案内の内容を優先して適宜読み替えた上、手続に臨むようお願いいたします。

おって、「建設業許可申請の手引」は、令和3年4月上旬に改訂し、県建設産業室ホームページに掲載する予定です。

(別記) 変更後の事務手続【建設業許可申請】

(1) 建設業許可申請（新規、更新、業務追加等）の流れ

① 郵送での書類一式提出

次の書類の正本1部（本冊・別冊それぞれ）を建設事務所に郵送（*）で提出してください。

ア 建設業許可申請の手引「別表4」の提出書類

この段階では、第1号様式「別紙3：収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は不要。

イ 建設業許可申請の手引「別表5」の提出書類

申請内容確認のため、原本又は写しを提出。

その書類のコピーを提出してください。（審査後、このコピーは返却しません。）

ウ 「別表4」の申請区分にチェックをしたもの

提出書類がすべてあるか、チェック欄で御確認ください。アは、とじ順に従って書類を並べてください。

※ 建設事務所に直接書類を持参しても、その場での審査は行いません。

※ 許可更新の場合は、有効期間満了日の3か月前からお送りいただけます。

※ 郵送前の電話連絡等は不要です。疑義がある場合のみお問い合わせください。

② 事前審査

郵送された書類を建設事務所で審査します。

③ 疑義確認

審査の結果、疑義がある場合は、建設事務所から申請者に電話で問い合わせをします。

必要に応じて、書類の追加提出を指示する場合があります。（差し替え等により 不要になった書類は返却せず、建設事務所で処分します。）

④ 書類收受

審査の結果、形式的には問題がないと認められた場合は、申請者に電話連絡をします。

正式な申請書類として、次の書類を建設事務所に郵送（*）で提出してください。

ア 第1号様式「別紙3：収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」

収入証紙の貼付をしてください。

イ 副本1部（本冊・別冊それぞれ）

ウ 入力に必要な用紙の写し1部（別表4の「入力用紙」に○があるもの）

エ 許可通知書及び副本送付用の「返信用封筒」等（*）

送料は申請者負担となります。封筒の場合は必要金額分の切手を貼付してください。

⑤ 電算処理

⑥ 許可通知書交付

上記③でお預かりした「返信用封筒」等を用いて、許可通知書及び申請書類副本を建設事務所から申請者に送付します。

(*) レターパック、書留郵便等の追跡可能な手段をおすすめします。

(2) 建設業許可申請（許可を受けた後の届出）の流れ

① 郵送での書類一式提出

次の書類を建設事務所に郵送（*）で提出してください。ア

建設業許可申請の手引「別表6」の提出書類及び添付書類

建設業許可申請の手引28ページから30ページ参照。イ

アの入力に必要な用紙の写し1部

建設業許可申請の手引6ページ 3(3)参照。ウ

アの副本送付用の「返信用封筒」等（*）

送料は申請者負担となります。封筒の場合は必要金額分の切手を貼付してください。

※ 建設事務所に直接書類を持参しても、その場での審査は行いません。

※ 郵送前の電話連絡等は不要です。疑義がある場合のみお問い合わせください。

② 審査

郵送された書類を建設事務所で審査します。

③ 疑義確認

審査の結果、疑義がある場合は、建設事務所から申請者に電話で問い合わせをします。

必要に応じて、書類の追加提出を指示する場合があります。（差し替え等により 不要になった書類は返却せず、建設事務所で処分します。）

④ 書類收受

審査の結果、形式的には問題がないと認められた場合は、書類收受とします。

⑤ 電算処理

⑥ 副本交付

上記①でお預かりした「返信用封筒」等を用いて、届出書類副本を建設事務所から申請者に送付します。

（*）レターパック、書留郵便等の追跡可能な手段をおすすめします。

1 建設業の許可の概要

(1) 建設業とは（建設業法第2条）

建設業とは、元請・下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負うことを営業とすることをいい、この建設業は、建設工事の種類に応じて**別表1**のとおり29の業種に分かれています。

(2) 許可を必要とする者（建設業法第3条）

建設業を営もうとする方は、次の「許可を受けなくてもできる工事」のみを請け負う場合を除いて、29の業種ごとに建設業の許可を受けなければなりません。

(3) 許可を受けなくてもできる工事（軽微な建設工事）

法令で定められた以下に掲げる軽微な建設工事のみを請け負う場合は、許可を受けなくても建設業の営業をすることができます。

ア 1件の請負代金が500万円未満の工事（建築一式工事であれば1,500万円未満の工事）

イ 建築一式工事のうち延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事

(注) 請負代金の額は、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含みます。また、注文者が材料を提供するなどの場合は、その材料費なども含みます。

(4) 許可の種類（建設業法第3条、第15条）

福島県知事許可	福島県内にのみ営業所を設けて建設業を営む場合に必要
国土交通大臣許可	福島県以外にも営業所を設けて建設業を営む場合に必要

(注) 営業所とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。

「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」とは請負契約の見積り、入札、契約締結等に係る実態的な行為を行う事務所をいいます。登記上の本店、単なる事務連絡所、工事事務所、作業所は営業所に該当しません。営業所は少なくとも次の要件を備えていなければなりません。①契約締結に関する権限を委任されていること。②建設業の営業を行うべき場所を有し、電話、机、各種事務台帳等を備えていること。したがって、実質的な契約行為を行っている事務所は、建設業法上の営業所の届出をしなければならないことに注意してください。上記の要件を満たし、かつ営業所技術者等（令和6年12月13日以前は専任技術者）が常勤していることが必要です。

(5) 許可の区分

許可は、一般建設業と特定建設業に区分されます、同一業種について両方の許可を受けることはできませんが、異なる業種であれば同時に受けることが可能です。

特定建設業の許可	1件の工事において、一次下請に出す代金の合計が5,000万円（建築一式工事については8,000万円）以上の場合に必要です。
一般建設業の許可	1件の工事において、一次下請に出す代金の合計が5,000万円（建築一式工事については8,000万円）以上の工事は 請負えません 。

2 建設業の許可の要件

- (1) 適正な経営体制を整えていること（法第7条第1号） 次のアとイの双方を満たす必要があります。





ア 常勤役員等が、建設業法施行規則第7条第1項の基準を満たす者であること。

→建設業者として、次の(7)か(イ)のいずれかの体制を有すること。

(7) 常勤役員（個人である場合にはその者又はその支配人）のうち、1人が次のいずれかに該当する者であること。

- ・ 建設業に関し5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者であること。
注1
- ・ 建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）としての5年以上経營業務を管理した経験を有する者であること。**注2**
- ・ 建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者としての6年以上経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者であること。**注3**

(イ) 常勤役員と常勤役員を直接に補佐する者として体制を整えていること。

常勤役員	+ 常勤役員を直接に補佐する者
<p>（個人である場合はその者又はその支配人）のうち1人が、次のいずれかに該当するものであること。</p>	<p>として下記をそれぞれ置くものであること。 注6</p>
<p> A 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者注4（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。注5）としての経験を有する者</p> <p>B 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者</p>	<p> 財務管理の経験</p> <p> 労務管理の経験</p> <p> 運營業務の経験</p> <p>について、直接に補佐する者になるうとする建設業者又は建設業を営む者において5年以上の経験を有する 注5</p> <p>※ 上記は一人が複数の経験を兼ねることが可能</p>

「常勤役員等」とは、法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合にはその者又はその支配人をいい、役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（※）をいいます。

なお、「役員」には、「これらに準ずる者」に該当する場合を除き、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれません。

「常勤役員」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している方になります。なお、他

の法令で専任を要する者（建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等）と兼任することはできません。ただし、同一法人で同一の営業所である場合のみ、兼任することができます。

※「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等をいい、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等（建設業に関する事業の一部のみ分掌する事業部門（一部の営業分野のみを分掌する場合や資金・資材調達のみを分掌する場合等）の業務執行に係る権限移譲を受けた執行役員等を除く）については、含まれます。（執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含まれません）

該当するか否かは提出書類（別表5）により判断します。

注1：「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいいます。

注2：「経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験」（以下、「執行役員等としての経験」という。）とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。

建設業に関する5年以上の執行役員等としての経験については、建設業に関する執行役員等としての経験の期間と、建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も該当するものとします。

注3：経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験（以下「補佐経験」という。）とは、経營業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者）にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験をいいます。

建設業に関する6年以上の補佐経験については、建設業に関する補佐経験の期間と、執行役員等としての経験及び経營業務の管理責任者としての経験の期間が通算6年以上である場合も該当するものとします。

注4：「役員等に次ぐ職制上の地位にある者」とは、当該地位での経験を積んだ会社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいいます。

注5：「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験（役員としての経験を含む。以下同じ。）をいいます。

「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいいます。

「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいいます。

これらの経験は、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限られます。また、該当する過去の経験があれば、現在の地位と証明される業務内容が異なっても、問題ありません。（例：5年以上の労務管理経験がある現経理部長は、労務管理の業務経験ありと認められる）

注6：「直接に補佐する」とは、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいい、組織図等、関係書類によりこれらを確認します。

※ 注1～6に該当するか否かは提出書類（別表5）により判断しますが、提出書類のみで判断できない場合は追加の書類提出を求めるともありますので、事前に管轄の建設事務所にご相談ください。

イ 適切な社会保険に加入していること。（規則第7条第2号）

次の（ア）～（ウ）のいずれにも該当する者であること。

- （ア）健康保険法第3条第3項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則第19条第1項の規定による届書を提出した者であること。
- （イ）厚生年金保険法第6条第1項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則第13条第1項の規定による届書を提出した者であること。
- （ウ）雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則第141条第1項の規定による届書を提出した者であること。

(2) 営業所技術者等がいること（建設業法第7条、第15条）

営業所毎に許可を受けようとする業種について、次の要件を満たした技術者で専任の者を置かなければなりません。

一般建設業	特定建設業
許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、次に掲げるいずれかの要件に該当する者 ア 学校教育法による高校（旧実業学校含む。）の別表2の所定学科卒業後5年以上、大学（高専・旧専門学校含む。）の所定学科卒業後3年	ア 別表3に掲げる一定の資格を有する者 イ 一般建設業の技術者の要件を満たす者（左記）に該当し、元請として請負金額が5,000万円以上の工事について2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

以上の実務経験を有する者 イ 10年以上の実務経験を有する者 ウ ア又はイと同等以上の能力を有すると認められた者（別表3に掲げる一定の資格を有する）	ウ 国土交通大臣がア又はイと同等以上の能力を有すると認めた者 指定建設業は、上記のア又はウに限ります。
--	--

○指定建設業とは、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業の7業種をいいます。

○営業所技術者等は上記の要件を満たせば、その営業所において複数の業種の営業所技術者等となることができます。

○「実務経験」とは、許可を受けようとする建設工事に関する技術上の経験をいい、具体的には、建設工事の施工を指揮、監督した経験及び建設工事の施工に携わった経験をいい、この経験には、単なる雑務や事務系の仕事に関する経験は含まれません。

○「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任又は工事現場監督のような資格で工事の技術面を総合的に指導した経験をいいます。

○「経營業務の管理責任者」と「営業所技術者等」との双方の基準を満たしている者は、同一営業所内において兼任することができます。

(3) 請負契約に関して誠実性を有していること（建設業法第7条第3項）

法人又は法人の役員、個人事業主又は支配人、支店長、営業所長等が、「請負契約に関して不正又は不誠実な行為」をするおそれが明らかな者でないことが必要です。

○「請負契約に関する不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行に際して、法律に違反する行為（詐欺、脅迫、横領、文書偽造等）を行うことをいい、「不誠実な行為」とは、請負契約に違反する行為を行うことをいいます。

(4) 財産的基礎又は金銭的信用があること（建設業法第7条第4項）

許可の区分によって、次の要件を満たさなければなりません。

一般建設業	特定建設業
次のいずれかに該当すること。 ア 自己資本の額が500万円以上であること イ 500万円以上の資本調達能力があること ウ 許可申請の直前過去5年間許可を受けて継続して建設業を営業した実績を有すること	次の <u>すべて</u> に該当すること ア 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと イ 流動比率が75%以上であること ウ 資本金の額が2,000万円以上、かつ自己資本額が4,000万円以上であること

(5) その他（欠格要件に該当しないこと）（建設業法第8条）

以下の欠格要件に該当する場合には、許可を受けることができません。

ア 許可申請書又はその添付書類中、重要な事項について虚偽の記載があったり、重要な事実の記載が欠けていたりしているとき。

イ 法人である場合は当該法人又はその役員等※、個人である場合は事業主又は支配

人、その他支店長、営業所長等が、次のいずれかに該当するとき。

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者。

(イ) 不正の手段により許可を受けたこと等によりその許可の取消処分を受け、又はその許可の取消し処分を免れるためにした廃業の届出をした日から5年を経過しない者。

(ウ) 営業の停止又は営業の禁止を命ぜられ、その期間が経過しない者。

(エ) 次に掲げる者で、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

A 禁錮以上の刑に処せられた者。

B 建設業法に違反して罰金以上の刑に処せられた者。

C 建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、景観法、労働基準法、職業安定法、労働者派遣法の特定の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者。

D 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反し、又は刑法の特定の規定（傷害罪、現場助勢罪、暴行罪、凶器準備集合罪、脅迫罪、背任罪）若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより罰金の刑に処せられた者。

(オ) 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）、暴力団員等がその事業活動を支配する者

※「役員等」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものをいいます。

3 許可申請の手続

令和2年4月から、国土交通大臣業者に係る手続は県を経由せず、直接東北地方整備局に書類を提出することとなりました。これ以降は、福島県知事許可に関する説明です。

(1) 許可申請に必要な書類

許可申請に必要な書類は、**別表4**のとおりです。

なお、申請書類の審査にあたっては、常勤役員等（常勤役員及び直接補佐する者）や技術者の常勤性について、「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」等の書類により確認します。その他にも申請内容の確認のため、資料の提出や提示を求める場合がありますのでご了承ください。確認資料は **別表5**のとおりです。

令和8年6月以降は、申請書（決算後に提出する変更届添付用も含む）に添付する納税証明書について「納税情報の確認に関する同意書」を提出することで省略することが可能です。また、従来通り県税部発行の納税証明書でも受け付けます。

(2) 許可申請書類の入手先

許可申請にあたっては、**別表4**に掲げた書類を、法令で定める様式により作成することが必要となります。

様式は、福島県土木部建設産業室のホームページ「建設業許可申請の手引・様式等ダウンロード」からダウンロードしてください。（「福島県 建設業 様式」で検索。）

なお、自宅のパソコンから建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）を利用することも可能ですのでご活用ください。（「J C I P」で検索。）

(3) 許可申請書類の必要部数

許可申請書類は、次のとおりです。

- ・ 正本 本冊、別冊各 1 部
- ・ 副本 本冊、別冊各 1 部
- ・ 入力に必要な用紙の写し 1 部

(様式第一号、別紙二(1)、第七号、第七号別紙、様式第七号の二、様式第七号の二別紙一及び二、第七号の三、第八号、第十二号、第十三号)

※第七号別紙、第七号の二別紙一及び二、第十二号、第十三号は、氏名に**フリガナ**を記載してください。

(4) 申請書類の提出先、提出方法

申請書類の提出先は、主たる営業所（通常は本店）の所在地を管轄する各建設事務所（**別表 8**）です。

提出方法は、郵送による事前審査となります。目次の次にある「建設業許可申請受付事務における「事前審査」の変更について」をご覧ください。

(5) 審査の標準的な処理期間

申請書等を正式に受理してから審査のためにおよそ 30 日程度要します。

(6) 許可申請手数料

許可の申請は、福島県収入証紙を正本に貼付することで手数料を納入し、正式に受理されることとなります。申請手数料は、一般建設業・特定建設業別に次表のとおりとなります。

申請区分	申請手数料
新しく許可を受けようとする場合 (新規、許可換え新規、般・特新規)	9 万円
業種追加、更新	5 万円
その他 上記の組合せにより加算されます (例 更新時に業種追加する・・・10 (5 + 5) 万円)	

(7) 代理申請

許可申請等については、行政書士及び弁護士による代理申請が可能です。（行政書士等以外の代理申請はできません）

4 許可申請の結果

(1) 許可

申請書を受け付けた建設事務所において許可通知書の交付をしますが、その際に許可申請書類の副本も返却します。この副本は、変更事項の届出、更新の申請のときに書類作成の参考となりますので、大切に保管してください。

許可通知書の再発行はいたしません（代表者が変更した場合も同様）ので、大切に保管してください。

なお、「建設業許可証明書の交付」については 8(1)を参照してください。

(2) 不許可

審査の結果、許可要件に適合していない場合は、その許可の拒否を行います。

(3) 取り下げ

都合により許可申請を取り下げようとする場合は、申請書を提出した建設事務所に連絡してください。

※許可申請の申請手数料は、審査業務に対する手数料であるため、不許可、取り下げの場合であっても、一度納入されますと還付できませんのでご注意ください。

5 許可を受けたあとの届出（別表6参照）

(1) 変更等の届出

ア 許可申請書の内容に変更が生じた場合（建設業法第11条）

許可申請書の内容やその添付書類に記載した内容に変更が生じた場合には、定められた期間内に許可行政庁（主たる営業所を所管する建設事務所）に届出なければなりません。

イ 事業年度が終了した場合（建設業法第11条）

許可を受けたあとは、法人、個人にかかわらず決算期経過4か月以内に変更届出書等を提出しなければなりません。

なお、使用人数、建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表、定款及び健康保険等の加入状況（様式第7号の3）の従業員の人数に変更があった場合は、この届出の際に併せて提出してください。

ウ 許可の要件を欠くことになった場合（建設業法第11条）

次の事項に該当することとなった場合は、許可の要件を欠くことになり、それまでに受けていた許可は取消となります。

ただし①、②の場合で、引き続き許可の要件を満たすことができる場合は常勤役員等の変更等や営業所技術者等の変更の届出を行うこととなります。

① 経營業務管理体制に係る常勤役員等やそれを補佐する者を欠くに至ったとき。

② 営業所技術者等に関する要件を欠くに至ったとき。

③ 許可申請者又はその役員、建設業法施行令第3条に規定する使用人若しくは支配人が欠格要件（建設業法第8条第1号及び第7号から第13号まで）に該当するに至ったとき。

※上記のような事項に該当することとなった場合には、主たる営業所を所管する建設事務所にご相談ください。

(2) 建設業を廃業するとき（建設業法第12条）

許可を受けたあと許可を受けた法人が消滅したり、建設業を営む意思を失った場合には、許可行政庁にその旨届出なければなりません。

※「一部の業種の廃業」の場合には、廃業した業種に関する営業所技術者等の変更や削除の届出を併せて行う必要があります。

※事業承継を予定される場合は、事前に管轄の建設事務所にご相談ください。

6 現在受けている許可の有効期間が満了するとき（許可の更新）

建設業の許可の有効期間は5年です。有効期間満了後も引き続き建設業を営もうとする場

合は、有効期間満了の日前30日までに更新の許可申請書を出す必要があります。

更新の許可申請は有効期間満了の3か月前から受付を行っています。許可の有効期間満了のおよそ3か月前にハガキでご案内していますので、ハガキが届いたらできるだけ早く手続してください。

※許可の一本化について

許可年月日の異なる2つ以上の許可を受けている場合、その1つの許可の更新を申請する際に、有効期間の残っている他の許可すべてについて、併せて更新申請を行うことで許可年月日を1つにまとめることができます。また、業種追加や般・特新規の許可の申請においても、有効期間の残っている許可の更新の申請も併せて行うことで許可年月日を1つにすることができます。これらを「許可の一本化」といいます。

許可の一本化をすると許可年月日が1つにまとまり、更新手続の回数削減や更新手数料の節約のメリットがあります。

ただし、更新期間満了日の30日前までに申請しなければ、一本化できません。

7 新たな許可の申請が必要になるとき

建設業の許可は、

- ① 29の業種ごとに許可を受けなければなりません。
- ② 許可を受ける業種について、一次下請に出そうとする規模により「特定建設業」又は「一般建設業」の区分いずれかの許可を受けなければなりません。
- ③ 県内のみ営業所がある場合は福島県知事の、2県以上にまたがって営業所を有する場合は国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

そのため、現在受けている業種以外の業種の許可を受けようとする場合（業種追加）、許可の区分の異なる許可を受けようとする場合（般・特新規）、知事許可業者が県外に営業所を設けた場合（許可換え）には、新たな許可の申請が必要となります。

(1) 業種追加

ア 現在、一般建設業の許可を受けている方が、他の業種について一般建設業の許可を追加して受けようとする場合。

イ 現在、特定建設業の許可を受けている方が、他の業種について特定建設業の許可を追加して受けようとする場合。

(2) 般・特新規

ア 現在、一般建設業の許可のみを受けている方が、新たに特定建設業の許可を受けようとする場合。

イ 現在、特定建設業の許可のみを受けている方が、新たに一般建設業の許可を受けようとする場合。

(注) 特定建設業の許可のみを受けている方が、建設業法第29条に該当することにより（技術者の退職等により特定建設業の要件を満たさなくなった場合等）、許可を受けている全ての業種について特定建設業の許可を継続できず一般建設業の許可を申請する場合には、「般・特新規」ではなく、特定建設業全部の「廃業届」を提出した上で、新たに「新規」として申請することになります。

一方、特定建設業の許可のみを受けている方が、建設業法第29条に該当する

ことにより、特定建設業の一部について特定建設業の許可を継続できず、当該業種に係る一般建設業許可を申請する場合には、当該特定建設業の「廃業届」を提出した上で、新たに「般・特新規」として申請することになります。

なお、更新時期に、特定建設業の財産的要件を満たさなくなったことによる一般建設業の申請のしかたは、各建設事務所へお問い合わせください。

(3) 許可換え

許可を受けた建設業者が、下記の事項に該当する場合は新たに国土交通大臣又は当該都道府県知事に建設業の許可を申請する必要があります。手続は新規許可申請と同様です。この場合、現に受けている許可は、新たな許可を受けたときその効力を失います。

ア 国土交通大臣の許可を受けている建設業者が、他の都道府県の営業所をすべて廃止して、福島県のみ営業所を設けた場合（福島県知事に許可換え新規の申請）

イ 福島県知事の許可を受けている建設業者が、福島県の区域内のすべての営業所を廃止して、他の都道府県に本店を移転した場合（その都道府県知事に許可換え新規の申請）

ウ 福島県知事の許可を受けている建設業者が、他の都道府県にも営業所を設けた場合（国土交通大臣に許可換え新規の申請）

8 その他

(1) 建設業許可証明書の交付

許可通知書を紛失した等の理由で建設業の許可を受けたことを証する書類の交付を受けようとする場合は、建設業許可証明書交付願を主たる営業所を所管する建設事務所へ提出してください。

※建設業許可証明書交付願等の用紙は各建設事務所及び県庁内土木部技術管理課建設産業室にそれぞれ備えてありますが、県ホームページでもダウンロードすることができます。また、迅速な交付のため、交付願のほか証明書についても申請者があらかじめ記載の上、来所（庁）してください。郵送による交付を希望する場合は、返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

なお、交付手数料は証明書1枚につき600円で、福島県収入証紙により納付することとなります。

(2) 許可申請書類の閲覧

提出された申請書類等は、無料で誰でも閲覧することができます。閲覧所は、主たる営業所を所管する建設事務所です。ただし、申請書類等のうち、個人情報に関わるものについては閲覧することができません。

(3) 建設工事統計調査についてのお願い

国土交通省及び都道府県は、我が国における建設工事及び建設業の実態を明らかにすることを目的として、許可を受けた建設業者を対象として統計調査を実施しています。

その結果は、我が国の経済政策、財政政策、建設行政の基礎資料等として広く利用されています。現在行われている調査は、統計法に基づく「基幹統計調査」である建設工事受注動態統計調査（毎月）及び建設工事施工統計調査（年1回）の2種類があります。

これらの統計調査の対象事業所は、建設業者の中から毎年国土交通大臣が指定します。依頼を受けたときは、その調査の重要性を理解され、調査への御協力をお願いします。

(4) 公共工事の入札

国、地方公共団体、公団、公社等の公共発注機関の建設工事の入札に参加しようとする者は、毎年経営規模その他経営に関する客観的事項の審査（経営事項審査）を受けていなく

ればなりません。経営事項審査についての詳細は、建設産業室のホームページ「経営事項審査」を参照してください。

なお、入札参加資格申請の申請時期、申請方法等は発注機関により異なりますので、それぞれの発注機関に確認してください。

(5) 「技術検定」の試験等についての注意

建設業法では、施工技術の向上を図るため、技術検定制度を設けていますが、現在、下表の7種類を対象として、(一社)日本建設機械施工協会、(一財)全国建設研修センター及び(一財)建設業振興基金が必要な試験、研修を行っています。この検定種目について、試験又は研修により国土交通大臣から合格証明書の交付を受けた者は、次の表の称号を称することができます。

一部の民間団体において、これらの試験や研修の申込手続を代行したり、あるいは、民間団体自ら実施する試験で国家資格を取得できるような表現を用いて受検の勧誘を行ったりして、多額の費用を徴収する例があるようですが、申込手続は誰にでもできる簡単なものであり、また、民間団体の実施する試験等で次の表の国家資格が与えられるようなことは一切ありません。

さらに、法律に基づき行われるこの種の検定試験においては、個人や会社あてに電話やダイレクトメールなどで直接勧誘することはありませんので、技術検定を受ける場合は十分注意し、不審な点については次の表の各試験機関か、又は県(県庁土木部技術管理課建設産業室又は各建設事務所行政課(総務課))に問い合わせてください。

技術検定種目	称号名	試験実施機関
建設機械施工管理	建設機械施工管理技士	(一社) 日本建設機械施工協会 (03-3433-1501)
土木施工管理	土木施工管理技士	(一財) 全国建設研修センター (042-300-6860) http://www.jctc.jp/
建築施工管理	建築施工管理技士	(一財) 建設業振興基金 (03-5473-1581)
電気工事施工管理	電気工事施工管理技士	(一財) 建設業振興基金 (03-5473-1581)
管工事施工管理	管工事施工管理技士	(一財) 全国建設研修センター (042-300-6855) http://www.jctc.jp/
造園施工管理	造園施工管理技士	(一財) 全国建設研修センター http://www.jctc.jp/
電気通信工事施工管理	電気通信工事施工管理技士	(一財) 全国建設研修センター (042-300-0205) http://www.jctc.jp/

(6) 建設工事紛争審査会について

ア 審査会の目的

建設工事の請負契約をめぐる紛争の解決には、建設工事に関する技術、行政、商慣行などの専門的知識が必要になることが少なくありません。こうした建設工事の請負契約をめぐる紛争につき、専門家による迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、建設業法第25条に基づき「建設工事紛争審査会」が、国土交通省（中央建設工事紛争審査会）及び各都道府県（都道府県建設工事紛争審査会）に設置されております。審査会は、原則として当事者双方の主張・証拠に基づき、民間紛争の解決を行う準司法機関であって、建設業者を監視する機関や技術的鑑定を行う機関ではありません。

イ 審査会の委員

審査会の委員は、弁護士を中心とした法律委員と、建築・土木・電気・設備等の各技術分野の学識経験者や建設行政の経験者等の専門委員から構成されており、専門的、かつ、公正、中立の立場で紛争の解決にあたります。

ウ 審査会の取扱う事件

審査会は、当事者の一方又は双方が建設業者である場合の紛争のうち、工事の疵瑕、請負代金の未払などのような「工事請負契約」の解釈又は実施をめぐる紛争の処理を行います。

従って、不動産の売買に関する紛争、専ら設計に関する紛争、工事に伴う近隣者との紛争、直接契約関係にない元請・孫請間の紛争等は取り扱いません。

詳しくは、県土木部建設産業室のホームページで確認ください。

○建設工事紛争審査会に係るホームページ

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025c/shinsakai.html>

(7) 立入検査及び監督処分について

許可業者が建設業法に違反している疑いがある場合、建設業法上、その業務、財産若しくは工事施工の状況について、許可行政庁職員が立入検査をすることができるとされています。また、許可業者への建設業法の周知と建設業法関係法令遵守への意識向上を図るため、「建設業法令遵守状況等実態調査」を行っています。この立入検査や建設業法令遵守状況等実態調査において、著しい建設業法違反が判明した場合は、監督処分や文書指導等を行うこととなりますので、法令遵守に心がけてください。

別表1 建設業の業種と建設工事の例示

略号	建設業の業種	建設工事の内容	建設工事の例示
土	土木工事業 ※大規模又は施行内容が複雑な工事を、原則元請業者の立場で総合的にマネージメントする事業者向けの許可	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事	原則元請として、道路改良工事、トンネル工事、橋梁工事、ダム工事、護岸工事などを一式として請け負うもの。
建	建築工事業 ※大規模又は施行内容が複雑な工事を、原則元請業者の立場で総合的にマネージメントする事業者向けの許可	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	原則元請として、建物の新築工事、増改築工事、建物の総合的な改修工事等、一式として請け負うもの。
大	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスチック、繊維等をこて塗り、吹付け、又はは	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
と	とび・土工事業	イ) 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ) くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ) 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ) コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ) その他基礎的ないしは準備的工事	イ) とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ) くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ) 土工工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ) コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ) 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふ	屋根ふき工事
電	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管	管工事業	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガスパイプ工事、ダクト工事、管内更正工事
タ	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等によりほ装する	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事

別表1 建設業の業種と建設工事の例示

略号	建設業の業種	建設工事の内容	建設工事の例示
しゅ	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
絶	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
通	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
園	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
井	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
具	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

別表2 建設業の学科表

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学(農林土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

別表3 有資格コード一覧（一般建設業）1/3

- 「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）
- 「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）
- 「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等）
- 「7※」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験3年）
- 「7〇」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験5年）

コード	資格区分	建設業の種類																														
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
01	法第7条第2号イ 該当（指定学科卒業+実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
02	法第7条第2号ロ 該当（10年の実務経験）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
建設業法（技術検定）	11	1級建設機械施工管理技士	7				7							7																		
	12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	7				7							7																		
	13	1級土木施工管理技士	7			7※	7	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※		
	1H	1級土木施工管理技士補				7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※		
	14	2級土木施工管理技士	種別	土	木	7		7〇	7	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	
	1J	2級土木施工管理技士補		土	木			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	
	15	2級土木施工管理技士		鋼構造物塗装					7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇
	1K	2級土木施工管理技士補		鋼構造物塗装					7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇
	16	2級土木施工管理技士		薬液注入					7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇
	1L	2級土木施工管理技士補		薬液注入					7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇
	20	1級建築施工管理技士					7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
	2C	1級建築施工管理技士補					7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
	21	2級建築施工管理技士	種別	建	築			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
	22	2級建築施工管理技士		軀	体			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
	23	2級建築施工管理技士補		仕	上	げ			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	27	1級電気工事施工管理技士							7												7											
	2E	1級電気工事施工管理技士補																			7											
	28	2級電気工事施工管理技士							7													7										
	2F	2級電気工事施工管理技士補																				7										
	29	1級管工事施工管理技士							7			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
	2G	1級管工事施工管理技士補										7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
	30	2級管工事施工管理技士									7											7										
	3A	2級管工事施工管理技士補																				7										
	31	1級電気通信工事施工管理技士																						7								
	32	2級電気通信工事施工管理技士																							7							
	33	1級造園施工管理技士										7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
	3D	1級造園施工管理技士補										7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
	34	2級造園施工管理技士																						7								
	3E	2級造園施工管理技士補																						7								
	建築士法	37	1級建築士						7	7												7										
		38	2級建築士						7	7													7									
		39	木造建築士							7																						
	技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）												7	7								7							7	
42		建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）													7	7								7						7		
43		農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）																														
44		電気電子・総合技術監理（電気電子）																						7								
45		機械・総合技術監理（機械）																														
46		機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）																														
47		上下水道・総合技術監理（上下水道）																														
48		上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）																														
49		水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）																														
50		森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																														
51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）																															
52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）																															
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）																															
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）																															

別表3 有資格コード一覧（特定建設業）1/3

- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号口該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号口該当（10年以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号口該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「8a」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号口該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験3年+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「8o」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号口該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験5年+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	訪	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
01	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2			2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
02	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5			5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
03	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3						3	3		3	3										3						
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6	6			6	6		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
11	1級建設機械施工管理技士	9											9																
12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）												8																
13	1級土木施工管理技士	9			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
1H	1級土木施工管理技士補				8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
14	2級土木施工管理技士				8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
1J	2級土木施工管理技士補				8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
15	2級土木施工管理技士				8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
1K	2級土木施工管理技士補				8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
16	2級土木施工管理技士				8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
1L	2級土木施工管理技士補				8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
20	1級建築施工管理技士	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
2C	1級建築施工管理技士補				8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
21	2級建築施工管理技士				8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
22	2級建築施工管理技士				8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
23	2級建築施工管理技士補				8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
2D	2級建築施工管理技士補				8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
27	1級電気工事施工管理技士								9												8								8
2E	1級電気工事施工管理技士補																				8								8
28	2級電気工事施工管理技士																				8								8
2F	2級電気工事施工管理技士補																				8								8
29	1級管工事施工管理技士								9		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
2G	1級管工事施工管理技士補										8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
30	2級管工事施工管理技士										8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
3A	2級管工事施工管理技士補										8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
31	1級電気通信工事施工管理技士																					9							
32	2級電気通信工事施工管理技士																					8							
33	1級造園施工管理技士				8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	9	8	8	8	8	8	8
3D	1級造園施工管理技士補				8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
34	2級造園施工管理技士				8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
3E	2級造園施工管理技士補				8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
37	1級建築士	9	9			9			9	9											9								
38	2級建築士			8			8			8											8								
39	木造建築士			8																									
41	建設・総合技術監理（建設）	9				9			9				9	9									9						9
42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	9				9			9			9	9										9						9
43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	9				9																							
44	電気電子・総合技術監理（電気電子）								9													9							
45	機械・総合技術監理（機械）																					9							
46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）									9												9							
47	上下水道・総合技術監理（上下水道）									9																			
48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）									9																9		9	
49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	9				9									9														
50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																							9					
51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	9				9																		9					
52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）									9																			
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）									9																		9	
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）									9																	9		9

別表4

許可申請に必要な書類一覧

提出は、本冊、別冊ともに正本・副本1部ずつです。
 入力用紙に「○」があるものは、副本とは別に写しをとり、入力用紙の提出も必要です。

財産要件、経營業務の管理体制、営業所技術者等などは、「別表5」の確認書類が必要です。

(注1) 「要・不要」欄の記号について：新規・許可換え新規以外は、法人及び個人とも同じものを提出
 「○」必ず提出 「▲」省略可能
 「△」変更がなければ省略可能 「◇」更新申請する業種に関しては省略可能

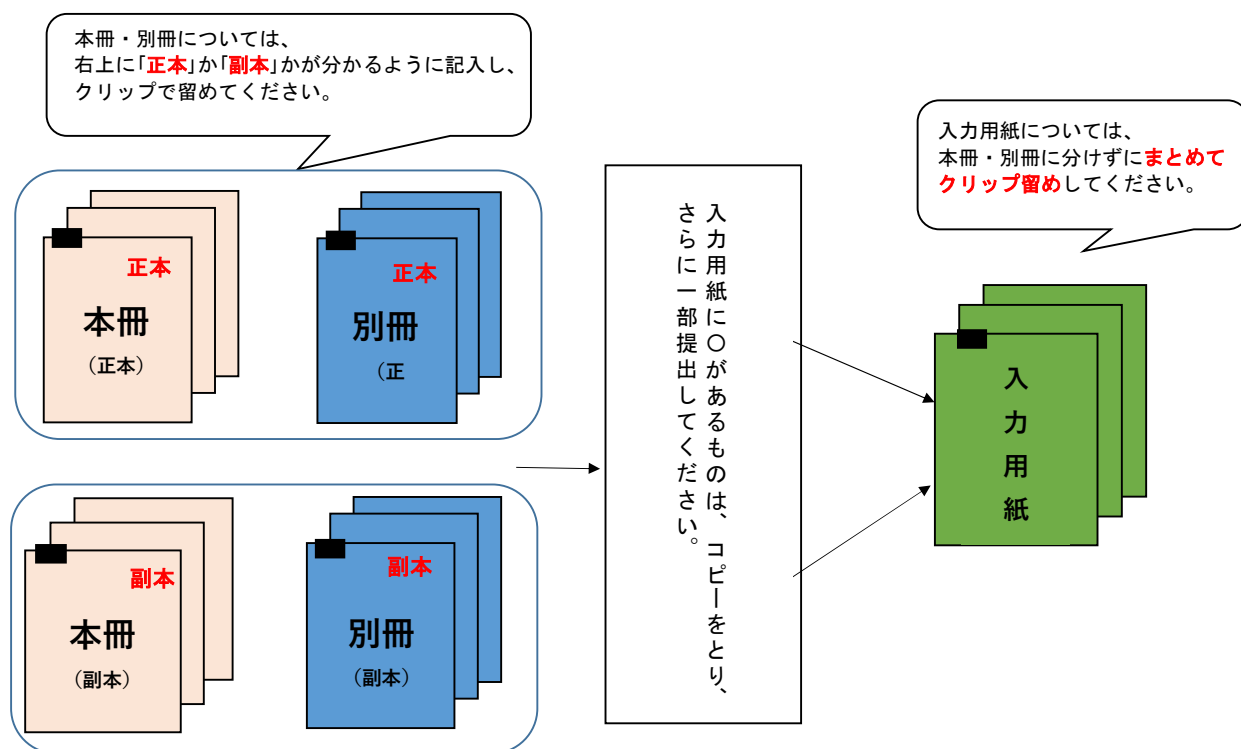
と じ 順	様式番号	提出書類	要・不要(注1)											
			チ ェ ツ ク 欄	入 力 用 紙	新規申請		許可換え 新規		業 種 追 加	更 新	般 特 新 規 + 業 種 追 加	般 特 新 規 + 更 新	業 種 追 加 + 更 新	般 特 新 規 + 業 種 追 加 + 更 新
					法 人 の 場 合	個 人 の 場 合	法 人 の 場 合	個 人 の 場 合						
1	第1号	建設業許可申請書	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	別紙1	役員等の一覧表 ※法人のみ (注)以下に該当する者を全員を記入する 株式会社……………取締役 持分会社……………業務を執行する社員 委員会設置会社……………執行役 法人格のある組合等……………理事 (執行役員、監査役、会計参与、監事、事務局長等は除く) 上記の他、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る)についても記入が必要	□	—	○	×	○	○	○	○	○	○	○	
3	別紙2(1)	営業所一覧表(新規許可等)	□	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	
4	別紙2(2)	営業所一覧表(更新)	□	—	×	×	×	×	×	○	×	○	○	
5	別紙4	営業所技術者等一覧表	□	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	第2号	工事経歴書	□	—	○	○	▲	▲	○	▲	○	◇	○	
7	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	□	—	○	○	▲	▲	○	▲	○	○	○	
8	第4号	使用人数	□	—	○	○	▲	▲	○	▲	○	○	○	
9	第6号	誓約書	□	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
10	第7号の3	健康保険等の加入状況 ※令和2年10月1日から社会保険等加入が許可要件となっています	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
11	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	□	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12		定款 ※法人のみ (注) 協同組合等は構成員名簿も提出	□	—	○	×	○	×	▲	△	▲	△	△	
13	第15号	貸借対照表	□	—	○	×	○	×	▲	▲	▲	▲	▲	
14	第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	□	—	○	×	○	×	▲	▲	▲	▲	▲	
15	第17号	株主資本等変動計算書	□	—	○	×	○	×	▲	▲	▲	▲	▲	
16	第17号の2	注記表	□	—	○	×	○	×	▲	▲	▲	▲	▲	
17	第17号の3	附属明細表 (注) 特例有限会社を除く株式会社のうち、資本金1億円を超える会社、又は直前の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である会社が提出	□	—	○	×	○	×	▲	▲	▲	▲	▲	
18	第18号	貸借対照表	□	—	×	○	×	○	▲	▲	▲	▲	▲	
19	第19号	損益計算書	□	—	×	○	×	○	▲	▲	▲	▲	▲	
20	第20号	営業の沿革	□	—	○	○	○	○	▲	○	▲	○	○	
21	第20号の2	所属建設業者団体	□	—	○	○	○	○	▲	△	▲	△	△	
22	第20号の3	主要取引金融機関名	□	—	○	○	○	○	▲	△	▲	△	△	

II 別冊

と じ 順	様式番号	提出書類	チ ェ ツ ク 欄	入 力 用 紙	要・不要(注1)													
					新規申請		許可換え 新規		更新		業種追加		業種追加+更新		業種追加+更新			
					法 人 の 場 合	個 人 の 場 合	法 人 の 場 合	個 人 の 場 合	更 新	更 新	業 種 追 加	業 種 追 加	業 種 追 加 + 更 新	業 種 追 加 + 更 新	業 種 追 加 + 更 新	業 種 追 加 + 更 新		
1	第1号	建設業許可申請書(第1面の写し)	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	第1号 別紙3	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄 ※事前審査では提出不要。正式申請の際に証紙を貼って提出	□	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3		財産要件の確認書類 ※手引「別表5」で必要書類を確認し、添付してください	□	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	第1号関係	営業所の確認書類 ※手引「別表5」で必要書類を確認し、すべて添付してください	□	—	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
5		法人番号の確認書類※法人のみ ※手引「別表5」で必要書類を確認し、添付してください	□	—	○	—	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6		成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(法務局発行) (発行日から3ヵ月以内のもの) ※役員及び令第3条使用人分全員 (様式第1号別紙1:役員等の一覧表の者は必要、ただし株主、相談役、顧問は不要)	□	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7		成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村長の証明書(本籍地のある市町村発行) (発行日から3ヵ月以内のもの) ※役員及び令第3条使用人分全員 (様式第1号別紙1:役員等の一覧表の者は必要、ただし株主、相談役、顧問は不要)	□	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	第7号の3 関係	「健康保険」及び「厚生年金保険」の加入状況の確認資料 直近の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収書」又は「納入証明書」	□	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9		「雇用保険」の加入状況の確認資料(①~③のいずれか1つ) ①直近の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及び「領収済通知書」の写し ②その他申告した業者名及び申告額、それに基づき納入した金額が分かるもの ③雇用保険事業所非該当承認を受けている場合は、「事業所非該当承認通知書」の写し	□	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	別紙	常勤役員等の略歴書(氏名にフリガナ) (注1)建設業法第7条第1号口該当する者について作成 (注2)過去の経歴及び現職において常勤か非常勤か必ず記入	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	別紙1	常勤役員等の略歴書(氏名にフリガナ) (注1)建設業法第7条第1号口該当する者について作成 (注2)過去の経歴及び現職において常勤か非常勤か必ず記入	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(氏名にフリガナ) (注1)建設業法第7条第1号口に掲げる役員等を直接に補佐する者について作成 (注2)過去の経歴及び現職において常勤か非常勤か必ず記入	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	第7号、 第7号の2 関係	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)の確認書類 ※手引「別表5」で必要書類を確認し、すべて添付してください	□	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	□	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○
14		技術検定合格証明書等の資格証明書	□	—	○	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○
15	第9号	実務経験証明書	□	—	○	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○
16		卒業証明書	□	—	○	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○
17	第10号	指導監督の実務経験証明書 ※特定のみ	□	—	○	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○
18	第8号、 第10号関係	営業所技術者等の確認書類(指導監督の実務経験を含む) ※手引「別表5」で必要書類を確認し、すべて添付してください	□	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	第11号関係	建設業法施行令第3条に規定する使用人の確認資料 ※様式第11号提出時	□	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書(氏名にフリガナ) (注)法人は、様式第1号別表に記入した役員等全員について作成 様式第7号又は様式第7号の2により略歴書を作成した常勤役員等は作成不要	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(氏名にフリガナ)	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	第14号	株主(出資者)調書 ※法人のみ	□	—	○	×	○	×	▲	△	▲	○	○	○	○	○	○	○
23		登記事項証明書(発行日から3ヵ月以内のもの) (注)個人は、支配人が経営業務の管理責任者となる場合のみ提出	□	—	○	○	○	○	○	○	▲	△	▲	○	○	○	○	○
24		事業税の納税証明書(納付すべき額及び納付済額)(発行日から3ヵ月以内のもの)または「納税情報の確認に関する同意書」	□	—	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○
25		許可通知書及び副本の「返信用封筒」※送料は申請者負担 レターパック、書留郵便等の追跡可能な手段がおすすめです 封筒の場合は、必要金額分の切手を貼付してください	□	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※必要に応じて、申請窓口である各建設事務所が追加書類を求めることがあります。
※役員等とは

【提出について】



【電子申請での提出について】

建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)を利用して、別表4の及び別表5の必要書類を揃え申請してください。
JCIPのログインはこちら：<https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001>
JCIPについては、検索エンジンで「JCIP」と検索しますと国土交通省のウェブページが見つかります。

別表 5

提出書類の内容を確認するもの一覧

様式番号	提出書類名	確認書類
第 1 号	建設業許可申請書 (営業所の確認)	<p>【自社所有の場合】 (①又は②のいずれか一つの写しと③の提出)</p> <p>① 当該建物の登記事項証明書 (発行後 3 か月以内のもの) ※¹</p> <p>② 当該建物の固定資産物件証明書 (書類の名称は市町村により異なる場合があります。)</p> <p>③ 営業所の写真 (外観 (看板を含む)、内観、ビル内であればフロア案内等社名が確認できるものが写っているもの) ※²</p> <p>※¹ 申請書記載の所在地が住居表示で登記事項証明書記載の所在地が地番で表記が異なる場合、同一地であることが分かる住宅地図等を提示すること。</p> <p>※² 申請された営業所が建設業許可に必要な営業所の要件を満たしているか確認するためのもの</p>
	(法人番号の確認)	<p>【賃貸の場合】 (①の写しの提出と②の提出が必要)</p> <p>当該建物の賃貸借契約書の写し (契約書に記載された貸借期間が満了しており、その後自動更新となっている場合には、契約書の写しの他、直近の賃借料の納入が分かる書類)</p> <p>①</p> <p>② 営業所の写真 (外観 (看板を含む)、内観、ビル内であればフロア案内等社名が確認できるものが写っているもの)</p>
第 7 号	常勤役員等 (経營業務の管理責任者等) 証明書 (規則第 7 条 1 号イ該当)	<p>1 常勤性を確認するものとして、上位のもの順でいずれか一つ提出。(アがないならイ、ア、イがないならウを提出。)</p> <p>※出向の場合は別途確認資料が必要になりますので、ご相談ください。</p> <p>【法人の場合】</p> <p>ア 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し</p> <p>イ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写し</p> <p>ウ 住民税特別徴収義務者及び税額通知の写し及び直近の領収書</p> <p>エ 法人税確定申告書 (令和 7 年 1 月以降提出したものは、国税庁が申請書等への押なつを廃止したため、押なつは不要) 及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写</p> <p>オ ①～③すべて提出</p> <p>① 住民票又は運転免許証の写し (居住地と異なる場合は、居住地を証明する書類も提出)</p> <p>② 貸金台帳、出勤簿等、常勤性が確認できるもの</p> <p>③ 源泉徴収票及び確定申告書の写し</p> <p>※疑義がある場合は、追加の資料を求めることがあります。</p> <p>【個人の場合】</p> <p>ア 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し</p> <p>イ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写し</p> <p>ウ 住民税特別徴収義務者及び税額通知の写し及び直近の領収書</p> <p>所得税確定申告書 (事業主、事業専従欄、または給与支払者欄に記載があり、給与額等から常勤性が推定されるもの) (令和 7 年 1 月以降提出したものは、国税庁が申請書等への押なつを廃止したため、押なつは不要)</p> <p>2 法人における役員等の経験 (役職・年数) を確認するものいずれか一つ提出。</p> <p>ア 登記事項証明書又は閉鎖した役員欄の謄本 (常勤の期間分)</p> <p>なお、更新の場合で経營業務の管理責任者に変更がない場合は提出不要。</p> <p>イ 令 3 条に規定する使用人にあつては、期間分の建設業許可申請書又は変更届出書等の写し (受付印押印のもの)</p> <p>ウ 建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者としての 5 年以上経營業務を管理した経験で申請する場合は、①～④すべて提出 (写し可)</p> <p>① 地位を確認するもの 組織図</p> <p>② 事業部門を確認するもの 業務分掌規程</p> <p>③ 業務執行を確認するもの 定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録のいずれか</p> <p>④ 経験の期間を確認するもの 取締役会の議事録、人事発令書のいずれか</p>

様式番号	提出書類名	確認書類
		<p>エ 建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者としての6年以上経営業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験で申請する場合は、 ①～③すべて提出。(写し可) ※事前に管轄する建設事務所にご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地位を確認するもの 組織図 ②補佐経験を確認するもの 業務分掌規程、過去の稟議書のいずれか ③補佐経験の期間を確認するもの 人事発令書 <p>3 法第7条第1号(規則第7条第1号イ)の期間を証明するものとしていずれか一つ提出。</p> <p>ア 変更届出書(決算報告)の表紙及び直前3年の各事業年度における工事施工金額【様式第三号】(期間分)の写し(受付印押印のもの)</p> <p>イ 「工事請負契約書」又は「発注書と工事請書のセット(一方のみでは不可)」(証明したい期間通年分) それらが無い場合は、「工事内容、工期、相手方が分かる書類」及び相手方からの入金額が分かる書類をセットで提出。(証明したい期間通年分) ※疑義がある場合は、追加の資料を求めることがあります。</p> <p>ウ 個人事業主の場合、確定申告書(期間分(令和7年1月以降提出したものは、国税庁が申請書等への押なつを廃止したため、押なつは不要))、市町村の発行する営業証明書(期間分)</p> <p>エ 建設業許可業者で法人役員をしていた場合は、許可通知書の写し(期間分)</p> <p>オ 令3条に規定する使用人にあつては、建設業許可申請書又は変更届出書等の写し(期間分(受付印押印のもの))※3-イに同じ</p> <p>※ア～オの複数の書類を組み合わせて必要経験年数を証明しても構いません。 ※やむを得ず上記書類が提出できない場合は、提出可能な書類について、管轄する建設事務所にご相談ください。</p>
第7号の2	<p>常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 (規則第7条第1号ロ該当)</p>	<p>◆常勤役員等について</p> <p>1 常勤性を確認するものとして、上位のもの順でいずれか一つ提出。(アがないならイ、ア、イがないならウを提出。)</p> <p>※出向の場合は別途確認資料が必要になりますので、ご相談ください。</p> <p>【法人の場合】</p> <p>ア 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し</p> <p>イ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写し</p> <p>ウ 住民税特別徴収義務者及び税額通知の写し及び直近の領収書</p> <p>エ 法人税確定申告書(令和7年1月以降提出したものは、国税庁が申請書等への押なつを廃止したため、押なつは不要)及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写し</p> <p>オ ①～③すべて提出 ①住民票又は運転免許証の写し(居住地と異なる場合は、居住地を証明する書類も提出) ②貸金台帳、出勤簿等、常勤性が確認できるもの ③源泉徴収票及び確定申告書の写し ※疑義がある場合は、追加の資料を求めることがあります。</p> <p>【個人の場合】</p> <p>ア 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し</p> <p>イ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写し</p> <p>ウ 住民税特別徴収義務者及び税額通知の写し及び直近の領収書</p> <p>エ 所得税確定申告書(事業主、事業専従欄、または給与支払者欄に記載があり、給与額等から常勤性が推定されるもの)(令和7年1月以降提出したものは、国税庁が申請書等への押なつを廃止したため、押なつは不要)</p> <p>2 法人における役員等の経験(役職・年数)を確認するものとしてア又はイいずれか一つ提出。 規則第7条第1号ロ(1)の経験で申請する場合は、ウも提出。</p> <p>ア 登記事項証明書又は閉鎖した役員欄の謄本(常勤の期間分) なお、更新の場合で経営業務の管理責任者に変更がない場合は提出不要。</p> <p>イ 令3条に規定する使用人にあつては、期間分の建設業許可申請書又は変更届出書等の写し(受付印押印のもの)</p> <p>ウ 【規則第7条第1号ロ(1)の経験で申請する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①役員等に次ぐ職制上の地位を確認するもの 組織図 ②「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験を証明するもの 業務分掌規程及び過去の稟議書 ③期間を確認するもの 人事発令書

様式番号	提出書類名	確認書類
		<p>3 法第7条第1号（規則第7条第1号ロ）の期間を証明するものとしていずれか一つ提出。</p> <p>※ 建設業以外の法人における役員等の経験期間については提出不要。</p> <p>ア 変更届出書（決算報告）の表紙及び直前3年の各事業年度における工事施工金額【様式第三号】（期間分）の写し（受付印押印のもの）</p> <p>イ 「工事請負契約書」又は「発注書と工事請書のセット（一方のみでは不可）」（証明したい期間通年分） それらが無い場合は、「工事内容、工期、相手方が分かる書類」及び相手方からの入金額が分かる書類をセットで提出。（証明したい期間通年分） ※疑義がある場合は、追加の資料を求めることがあります。</p> <p>ウ 個人における経験を証明する場合、確定申告書（期間分（令和7年1月以降提出したものは、国税庁が申請書等への押なつを廃止したため、押なつは不要））、市町村の発行する営業証明書（期間分）</p> <p>エ 建設業許可業者で法人役員の経験がある場合は、許可通知書の写し（期間分）</p> <p>オ 令3条に規定する使用人にあつては、建設業許可申請書又は変更届出書等の写し（期間分（受付印押印のもの））※イに同じ</p> <p>※ア～オの複数の書類を組み合わせる必要経験年数を証明しても構いません。</p> <p>※やむを得ず上記書類が提出できない場合は、提出可能な書類について、管轄する建設事務所にご相談ください。</p> <p>◆当該常勤役員等を直接に補佐する者について</p> <p>1 常勤性を確認するものとして、上位のもの順でいずれか一つ提出。（アがないならイ。ア、イがないならウを提出。）</p> <p>【法人の場合】</p> <p>ア 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し</p> <p>イ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写し</p> <p>ウ 住民税特別徴収義務者及び税額通知の写し及び直近の領収書</p> <p>エ 法人税確定申告書（令和7年1月以降提出したものは、国税庁が申請書等への押なつを廃止したため、押なつは不要）及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写し</p> <p>オ ①～③すべて提出 ①住民票又は運転免許証の写し（居住地と異なる場合は、居住地を証明する書類も提出） ②貸金台帳、出勤簿等、常勤性が確認できるもの ③源泉徴収票及び確定申告書の写し ※疑義がある場合は、追加の資料を求めることがあります。</p> <p>【個人の場合】</p> <p>ア 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し</p> <p>イ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写し</p> <p>ウ 住民税特別徴収義務者及び税額通知の写し及び直近の領収書</p> <p>所得税確定申告書（事業主、事業専従欄、または給与支払者欄に記載があり、給与額等から常勤性が推定されるもの）（令和7年1月以降提出したものは、国税庁が申請書等への押なつを廃止したため、押なつは不要）</p> <p>2 直接に補佐した経験を確認するものとして、①～③すべてを提出（写し可） ※個別に判断を要しますので、事前に管轄する建設事務所にご相談ください。</p> <p>①地位を確認するもの 組織図</p> <p>②「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験を確認するもの 業務分掌規程及び過去の稟議書</p> <p>③「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験期間を確認するもの 人事発令書</p>
第8号	営業所技術者等証明書	<p>①常勤性を確認するものとして、上位のもの順でいずれか一つ提出。（アがないならイ。ア、イがないならウを提出。）</p> <p>※出向の場合は別途確認資料が必要になりますので、ご相談ください。</p> <p>【法人の場合】</p> <p>ア 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し</p> <p>イ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写し</p> <p>ウ 住民税特別徴収義務者及び税額通知の写し及び直近の領収書</p> <p>エ 法人税確定申告書（令和7年1月以降提出したものは、国税庁が申請書等への押なつを廃止したため、押なつは不要）及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写し</p> <p>オ 所属企業の雇用証明書の写し</p> <p>※若しくはこれらに準ずる資料で証明できる場合もありますので、所管の建設事務所へご相談ください。</p>

様式番号	提出書類名	確認書類
		<p>【個人の場合】</p> <p>ア 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し イ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写し ウ 住民税特別徴収義務者及び税額通知の写し及び直近の領収書 エ 所得税確定申告書の表紙及び専従者欄の写し（令和7年1月以降提出したものは、国税庁が申請書等への押なつを廃止したため、押なつは不要） ※上記書類で確認できない場合は、提出可能な書類について、管轄する建設事務所にご相談ください。</p> <p>②技術者の要件に実務経験が必要なものがある場合、実務経験が確認できるもの（自己証明に限る）ア、イ一つずつ提出。</p> <p>ア 実務経験の内容が確認できるものとして次のいずれか一つ提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明者が建設業許可を有している（いた）場合は、変更届出書（決算報告）の表紙（受付印押印のもの）と工事経歴書の写し（期間分） ・「工事請負契約書」又は「発注書と工事請書のセット（一方のみでは不可）」（証明したい期間通年分） それらが無い場合は、「工事内容、工期、相手方が分かる書類」及び相手方からの入金額が分かる書類をセットで提出。（証明したい期間通年分） ※疑義がある場合は、追加の資料を求めることがあります。 ・監理技術者資格者証の写し ・登録基幹技能者講習修了証の写し <p>※上記書類で確認できない場合は、提出可能な書類を持参のうえ、管轄する建設事務所にご相談ください。</p> <p>イ 実務経験証明期間の常勤（又は営業）を確認できるものとして次のいずれか一つ提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険被保険者証の写し（証明期間中に有効だったもの） （事業所名と資格取得年月日が記載されているもので、引き続き在職している場合に限る。）※記号・番号・保険者番号は黒塗りにしてください ・厚生年金加入期間証明書 ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定書の写し（期間分） ・住民税特別徴収税額通知の写し（期間分） ・確定申告書（法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写し（期間分）、個人においては所得税確定申告書の表紙の写し（期間分））（令和7年1月以降提出したものは、国税庁が申請書等への押なつを廃止したため、押なつは不要） <p>※上記書類で確認できない場合は、提出可能な書類を持参のうえ、管轄する建設事務所にご相談ください。</p>
第7号の3	健康保険等の加入状況	<p>①「健康保険」及び「厚生年金保険」の加入状況の確認資料、いずれかを提出。</p> <p>直近の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収書」又は「納入証明書」</p> <p>②「雇用保険」の加入状況の確認資料。いずれか一つ提出。</p> <p>ア 直近の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及び「領収済通知書」の写し イ その他申告した業者名及び申告額、それに基づき納入した金額が分かるもの ウ 雇用保険事業所非該当承認を受けている場合は、「事業所非該当承認通知書」の写し</p>

財産要件を確認できる書類

①一般建設業の許可を申請する場合	②特定建設業の許可を申請する場合
<p>アかイのいずれか一つを提出。 ただし、ウに該当する場合は提出不要。</p> <p>ア 自己資本額が500万円以上である財務諸表</p> <p>イ 500万円以上の残高証明、融資証明書、固定資産証明書 ※発行後1ヵ月以内のもの（事前審査で他の要件を満たすと通知された後に取得してください）</p> <p>ウ 許可申請直前の過去5年間、許可を受けて継続して建設業を営業した実績を有すること</p>	<p>申請日の直前の決算期の財務諸表を提出。</p>

別表6 許可を受けた後の届出

1 変更等の届出

※確認資料については、別表5も参照ください。

(1) 許可申請書の内容に変更が生じた場合

ア 経營業務管理体制に係る常勤役員等やそれを補佐する者の変更(2週間以内に提出)

提出書類	添付書類
①変更届出書(様式第22号の2)(第1面) ②「常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書(様式第7号)」 又は「常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第7号の2)」(第1面～第4面) ※様式第7号か第7号の2のいずれかを提出 ③役員等の一覧表(様式第1号別紙一) ④「常勤役員等の略歴書」(様式第7号別紙) ⑤「常勤役員等の略歴書」(様式第7号の2別紙1)及び「常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書」(様式第7号の2別紙2) ※④又は⑤のいずれかを提出。	・経過年数と常勤性についての確認書類 (別表5 P24～25参照) ・代わるべきものが役員として新任の場合は、1-(1)-エ-5「法人役員の氏名(代表者を含む)」を参照
代わるべき者がいないとき → (3) 許可の要件を欠くことになった場合参照	

イ 営業所技術者等の変更、追加(2週間以内に提出)

提出書類	添付書類
①変更届出書(様式第22号の2)(第1面) ②営業所技術者等証明書(様式第8号) ③別紙4「営業所技術者等一覧表」 【特定建設業に必要な場合】 ④指導監督的実務経験証明書(様式第10号)	・営業所技術者等の要件を証明する書類 ・営業所技術者等の常勤性についての確認書類 ※詳細は別表5「第8号」参照
営業所新設に伴うとき	→ 1-(1)-エ-3「営業所の新設」参照
代わるべき者がいないとき	
いずれかの営業所で要件を満たすとき	→ 1-(1)-エ-2「従たる営業所の廃止」 又は1-(1)-エ-3「営業所の業種変更」参照
いずれの営業所でも要件を満たさなくなるとき	→ (3) 許可の要件を欠くことになった場合 参照

ウ 営業所の令3条の使用人の変更(2週間以内に提出)

提出書類	添付書類
既存の営業所で新任の使用人に変更したとき ① 変更届出書(様式第22号の2)(第1面) ②誓約書(様式第6号) ③建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号) ④建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査(様式第13号)	・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(法務局発行)及び成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村長の証明書(本籍地のある市町村発行) ・常勤性についての確認書類 ※別表5「第7号」常勤性を確認するもの参照 ・契約締結などの権限を証する書類(提示)
営業所新設に伴い新任の使用人をおいたとき	→ 1-(1)-エ-3「営業所の新設」参照
営業所間で異動するとき	→ 1-(1)-エ-8参照

エ 健康保険等の加入状況に係る変更(2週間以内に提出)

提出書類	添付書類
1 保険加入の有無の変更	
①変更届出書(様式第22号の2)(第1面) ②健康保険等の加入状況(様式第7号の3)	未加入→加入の場合は、加入状況の確認資料 ※別表5「第7号の3」参照。 加入→適用除外の場合は、その事実を証明するもの。 ※建設事務所にご相談ください。
2 従業員の人数の変更(毎事業年度終了後4ヵ月以内)	→(2)事業年度が終了した場合 参照。

オ 商号又は名称及び営業所に係る変更(30日以内に提出)

提出書類	添付書類
1 商号又は名称の変更	
①変更届出書(様式第22号の2)(第1面)	登記事項証明書(法人の場合)
2 営業所の名称、所在地の変更	
主たる営業所の名称のみ変更	
①変更届出書(様式第22号の2)(第1面・第2面)	登記事項証明書(法人の場合)
主たる営業所の所在地の変更	
主たる営業所を福島県内で移転したとき	
①変更届出書(様式第22号の2)(第1面)	登記事項証明書(法人の場合)
②移転後の主たる営業所の写真	別表5「営業所の確認」参照
主たる営業所を福島県外へ移転したとき → 許可換えの申請を要する	
従たる営業所の名称、所在地の変更・移転	
①変更届出書(様式第22号の2)(第2面)	登記事項証明書(法人で支店登記がある場合)
②移転後の従たる営業所の写真	別表5「営業所の確認」参照
従たる営業所の廃止(あわせて「営業所技術者等の変更又は削除」の届出も必要)	
①変更届出書(様式第22号の2)(第2面)	登記事項証明書(法人で支店登記がある場合)
②建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)	
3 営業所の新設又は営業所の業種変更	
①変更届出書(様式第22号の2)(第2面)	・登記事項証明書(法人で支店登記がある場合)
②誓約書(様式第6号) ※新しい役員又は令3条の使用人がいない場合は不要	・営業所技術者等の要件を証明する書類
③営業所技術者等証明書(様式第8号)	・営業所技術者等及び使用人の常勤性についての確認書類
④指導監督的実務経験証明書(様式第10号) ※特定建設業が必要な場合のみ提出	・使用人の契約締結などの権限を証する書類(提示)
⑤建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号) ※業種変更で令3条の使用人の状況に変化がない場合は不要	・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(法務局発行)及び成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村長の証明書(本籍地のある市町村発行) ※詳細は別表5 p26~参照
⑥建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第13号) ※業種変更で新しい役員又は令3条の使用人がいない場合は不要	・別表5「営業所の確認」参照
⑦新設後の営業所の写真	
4 資本金額(又は出資総額)	
①変更届出書(様式第22号の2)(第1面)	・登記事項証明書
②株主調書(様式第14号) 【総株主の議決権の100分の5を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている個人に異動がある場合は、以下も提出】	
③役員等の一覧表(別紙一)	
④誓約書(様式第6号)	
⑤役員等の住所、生年月日等に関する調書(様式第12号)	
5 法人役員等の氏名(代表者を含む)	
①変更届出書(様式第22号の2)(第1面)	・登記事項証明書
②役員の一覧表(別紙一) 【役員等が新任の場合は、以下も提出】	・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(法務局発行)及び成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村長の証明書(本籍地のある市町村発行) ※顧問、相談役及び株主等は除く。
③誓約書(様式第6号)	
④役員等の住所、生年月日等に関する調書(様式第12号) ※常勤役員等(経営業務の管理責任者等)の略歴書(別紙)を提出の場合は不要。	
6 個人業者の氏名(同一人のとき)	
①変更届出書(様式第22号の2)(第1面)	・戸籍抄本 ※事業主が代わる場合は、新たな許可の申請が必要
7 支配人の氏名	
同一人のとき	
①変更届出書(様式第22号の2)(第1面)	登記事項証明書
支配人の変更、又は新たな支配人の選任	・登記事項証明書 ・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(法務局発行)及び成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村長の証明書(本籍地のある市町村発行)
①変更届出書(様式第22号の2)(第1面)	
②誓約書(様式第6号)	
③支配人の住所、生年月日等に関する調書(様式第12号)	
8 建設業法施行令第3条に規定する使用人	
営業所間の異動	
①変更届出書(様式第22号の2)(第1面)	
②建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)	
9 組織の変更	
個人から法人組織としたとき → 従前の許可を廃業し、法人として新規許可の申請が必要	
株式会社(特例有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社、(事業)協同組合、協業組合、企業組合間の組織変更	
①変更届出書(様式第22号の2)(第1面)	・登記事項証明書
②株主調書(様式第14号) 【総株主の議決権の100分の5を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている個人に異動がある場合は、以下も提出】	・定款
③役員等の一覧表(別紙一)	
④誓約書(様式第6号)	
⑤役員等の住所、生年月日等に関する調書(様式第12号)	

(2) 事業年度が終了した場合

事業年度(決算期)が終了後4カ月以内に提出するもの(毎年必ず提出)

提出書類	個	法
①変更届出書(事業年度終了用)	○	○
②工事経歴書(様式第2号)	○	○
③直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)	○	○
④(個人)貸借対照表(様式第18号)、損益計算書(様式第19号)	○	—
⑤(法人)貸借対照表(様式第15号)、損益計算書・完成工事原価報告書(様式第16号)、株主資本等変動報告書(様式第17号)、注記表(様式第17号の2)、附属明細表(様式第17号の3)		○
※附属明細表は、特例有限会社を除く株式会社のうち、資本金1億円を超える会社、又は直前の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である会社が提出する		
⑥納税証明書(事業税 提出時に取得できる直近の事業年度のもの)	○	○
⑦事業報告書(任意様式) ※特例有限会社を除く株式会社は提出する		△
⑧使用人数(様式第4号)		
⑨建設業法施行令第3条に規定する使用人一覧表(様式第11号)		
⑩定款		
⑪健康保険等の加入状況(様式第7号の3)の従業員の人数的変更		

変更があれば添付する

(3) 許可の要件を欠くことになった場合(2週間以内に提出)

変更事項	提出書類	備考
経営業務の管理体制に係る常勤役員等やそれを補佐する者を欠いたとき	①届出書(様式第22号の3) ②廃業届(様式第22号の4)	
営業所技術者等を欠いたとき	①届出書(様式第22号の3) ②廃業届(様式第22号の4) ③「その他の営業所の廃止」の届出	②代わる者がいないとき ③代わる者がいるとき
欠格要件(建設業法第8条第1号及び第7号から第13号まで)に該当するに至ったとき		※「許可の取消」事由に該当

(4) 建設業を廃業するとき(30日以内に提出)

事項	届出をすべき者	提出書類
許可を受けた個人の建設業者が死亡したとき	その相続人	廃業届 (様式第22号の4)
許可を受けた法人が合併により消滅したとき	その法人の役員であった者	
許可を受けた法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき	その清算人	
許可を受けた法人が破産手続開始の決定により解散したとき	その破産管財人	
許可を受けた建設業を廃止したとき	個人であるときはその者 法人であるときはその役員	
許可を受けた個人の建設業者が法人を設立し、個人の営業を廃止したとき	個人事業主	

別表8

申請書類の提出先

主たる営業所の所在地	問い合わせ及び書類の提出先	電話番号
福島市、二本松市、 伊達市、本宮市、 伊達郡、安達郡	県北建設事務所 行政課 〒960-8670 福島市杉妻町2-16（福島県庁北庁舎6階）	電話024-521-2498 FAX 024-521-2849
郡山市、須賀川市、 田村市、田村郡、 岩瀬郡、石川郡	県中建設事務所 行政課 〒963-8540 郡山市麓山1丁目1-1	電話 024-935-1329 FAX 024-935-1544
白河市、西白河郡 東白川郡	県南建設事務所 行政課 〒961-0971 白河市昭和町269	電話 0248-23-1616 FAX 0248-23-1504
会津若松市、大沼郡、 河沼郡	会津若松建設事務所 行政課 〒965-8501 会津若松市追手町7-5	電話 0242-29-5427 FAX 0242-29-5413
喜多方市、耶麻郡	喜多方建設事務所 行政課 〒966-0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神6-3	電話 0241-24-5713 FAX 0241-24-5729
南会津郡	南会津建設事務所 総務課 〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1	電話 0241-62-5306 FAX 0241-62-5340
相馬市、南相馬市 双葉郡、相馬郡	相双建設事務所 行政課 〒975-0031 南相馬市原町区錦町1丁目30	電話 0244-26-1207 FAX 0244-26-1334
いわき市	いわき建設事務所 行政課 〒970-8026 いわき市平字梅本15	電話 0246-24-6109 FAX 0246-24-6058

建設業許可に係るQ & A

Q 1 許可を受けた建設業者が、「営業所」として届け出ていない支店等で軽微な建設工事の契約を締結することは可能ですか。

A 1 許可を受けている業種について営業を行う場合には、軽微な建設工事しか請け負わない支店等であっても「営業所」の届出が必要です。

建設業者は許可があることで対外的に一定の信用を得ており、発注者も許可のある業者として認識しているため、軽微な建設工事しか請け負わない営業所であっても建設業法上の要件を整えて営業する必要があります。

Q 2 建設業者が同一許可業種において、本店と営業所で異なる許可区分にすること（例えば同一許可業種で本店は特定建設業、営業所は一般建設業としたい）は可能ですか？

A 2 できません。建設業者は特定建設業の許可があることで対外的に一定の信用を得ており、発注者も特定建設業の許可がある業者として認識しているため、特定建設業でしか請け負うことができない工事を施工しない営業所であっても、特定建設業の要件を整えて営業する必要があります。

Q 3 許可に係る申請等は対面でも可能ですか。

A 3 申請書類は原則、「**電子申請**」又は「郵送提出・書面事前審査」となります。来庁された場合でも、その場で審査はいたしません。

詳細は、当手引と同一のホームページに公開されている「建設業許可申請受付事務における「事前審査」の変更について」をご覧ください。

Q 4 納税額が0円の場合、納税証明書の添付を省略できますか。

A 4 納税額が0円の場合は、「未納の税金がないことの証明」を添付してください。

Q 5 別会社の代表取締役となっている者を経営体制の要件である常勤役員等又はそれを直接に補佐する者や営業所技術者等とすることができますか。

A 5 別会社に代表取締役が複数いる場合を除き、別会社で非常勤であっても、代表権を持つ者として業務を執行しているはずであり、許可を受けようとする会社における常勤性が確保されているとは言えないため、認められません。

Q 6 個人の許可から法人格の許可へ新規許可申請をする場合、経営体制の要件である常勤役員等又はそれを直接に補佐する者としての確認資料について、個人で許可取得した際に確認済みなので、個人で許可を取得した際と同期間の証明書を提出する場合は、確認資料は省略してよいですか。

A 6 確認資料の省略はできません。申し出の趣旨は理解しますが、人格が異なるため、新たに確認をさせていただくことが必要です。

Q 7 福島県外の許可を廃業し、新たに福島県内で許可を申請したいのですが、経営体制の要件である常勤役員等又はそれを直接に補佐する者の住所変更を行わなくともよいですか。なお、住居は社宅として会社で借り上げる予定です。

A 7 経営体制の要件である常勤役員等又はそれを直接に補佐する者は営業所に常勤しなければならないとされているため、営業所に通勤可能な場所に住んでいなければなりません。この場合、社宅だと賃貸契約書の契約者も会社となることから、その方がその場所に居住している証拠とはなりません。

経営体制の要件である常勤役員等又はそれを直接に補佐する者となる方に住所変更を行ってもらうか、それができない理由がある場合は、公共料金の請求書等で実際に住んでいる場所を証明する必要があります。

Q 8 別会社で宅地建物取引業者の免許を有しており、その会社の宅地建物取引士となっている者が、経営体制の要件である常勤役員等又はそれを直接に補佐する者や営業所技術者等となることができますか。

A 8 なることはできません。

建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等、他の法令で専任を要するものと重複する者は、その企業及び営業所の場所が「同一」である場合を除き、経営体制の要件である常勤役員等又はそれを直接に補佐する者や営業所技術者等に求められる「常勤」には該当しません。

Q 9 一般建設業の許可を申請する場合で、自己資本が400万円ある場合、残高証明書の金額が100万円以上あれば、財産要件を満たすことができますか。

A 9 一般建設業の財産的要件でいう自己資本や資金調達能力の500万円は、各基準を合算することができません。

自己資本は、預貯金を含めた額であるため、これを合計すると100万円が二重計上されることとなります。融資証明書についても同様です。

Q10 許可申請直前に会社を設立したため、許可申請以降に最初の決算期が到来することになるが、この場合財産的要件はどうみたらよいですか。

A10 欠損額及び流動比率については決算後の財務諸表がないと判断できません。許可申請時に決算期が到来していない場合には、設立時の状況において、資本金と自己資本の要件を満たしていることが要件となります。法人設立時の開始決算書を添付してください。

Q11 法人の代表者が変更になりました。変更届を提出しましたが、新しい代表者名での許可通知書は発行されますか。

A11 代表者が変更となっても、許可通知書の再発行は行いません。

Q12 プレハブの建物を主たる営業所や従たる営業所とすることは可能ですか。

A12 営業所としての実態が確認できれば可能です。営業所の写真（別表5参照）を添付の上、プレハブ及びプレハブを設置している土地それぞれの所有や利用権利が確認できる資料を提示してください。

【確認資料の例】

- ・ プレハブを所有していることが証明できるもの（固定資産評価（課税）証明書、建築確認検査済証の写し、購入契約書の写し等）
※リースの場合は、その契約書の写し（数ヶ月の短期契約を除く）等
- ・ プレハブを設置している土地の利用権利を証明できるもの（不動産登記簿謄本、賃貸借契約書の写し等）

なお、プレハブであっても、建築基準法上の「建築物」に該当するため、建築確認申請が必要な場合がありますので、所在地を管轄する特定行政庁に確認ください。

Q13 営業所の営業所技術者等は、工事現場に配置することができますか。

A13 営業所の営業所技術者等は、営業所に常勤しなくてはならないため、主任技術者（監理技術者）として専任を求められている工事現場に配置することはできません。ただし、特定の条件を満たした場合は、営業所技術者等についても、工事現場に配置することが可能になる場合があります。詳しくは、国土交通省のウェブページに掲載されています「監理技術者制度運用マニュアル」を確認してください。

Q14 支店のみで建設業を営む場合（＝支店が建設業法上の「主たる営業所」になる場合）の建設業許可取得手続はどのようにすればいいのでしょうか。

A14 支店のみで建設業を営む場合、建設業上の契約行為は、許可を取得した営業所(この場合は「主たる営業所」となる支店)でしか締結できませんので、契約行為で使用する支店の印(※)を作成していただく必要があります。※申請書に支店の印を押印する必要はありませんが、契約締結の際に必要なものとなります。

なお、申請者の記載は以下のとおりとしてください。

住所：「登記上の住所」として商業登記簿謄本での本店の住所を記載し、「事実上の住所」として建設業許可を申請する支店を記載する。

Q15 事業協同組合として建設業を営みたいのですが、建設業許可は必要ですか。

A15 軽微な工事以外も請け負うためには、事業協同組合として許可が必要となります。その場合、組合の個々の構成員が建設業許可を有している必要はありませんが、適正な経営体制を整えること、専任の技術者がいること等の許可要件を組合として満たしている必要があります。

Q16 許可更新・業種追加申請等を行う際、申請書に登録事項の変更用の書類を添付することで、変更届の提出を省略できますか。

A16 許可申請と登録事項の変更は別の手続きであるため、登録事項の変更が必要な場合は、申請書とは別に変更届の提出が必要です。

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

「登記上の所在地」と「事実上の所在地」
が異なる場合は、2段書きにする。

令和 年 月 日

不要なものは消す

地方整備局長
北海道開発局長
福島県知事 殿

申請者 福島市杉妻町2番16号
福島土木株式会社
代表取締役 福島 太郎

代理人 福島市〇〇〇〇
〇〇行政書士事務所
行政書士 杉妻 二郎

行政庁側記入欄

大臣コード 知事

許可番号 項番 3 01

申請の区分 3 02

申請年月日 3 03 令和 年 月 日

国土交通大臣 許可 (般-) 第 号 令和 年 月 日

許可年月日 11 13 15 令和 年 月 日

許可の有効期間の調整 4 2 (1. する) (2. しない)

枠内は建設事務所にて記入する

この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「1」を、しない場合は「2」を記入すること。

許可を受けようとする建設業 04 1 1

申請時において既に許可を受けている建設業 05

商号又は名称のフリガナ 06 フクシマドボク

商号又は名称 07 福島土木(株)

代表者又は個人の氏名のフリガナ 08 フクシマタロウ

代表者又は個人の氏名 09 福島太郎

主たる営業所所在地市区町村コード 10 07201

主たる営業所所在地 11 杉妻町2-1-6

郵便番号 12 960-8670

電話番号 10 024-521-0000

この申請書により許可を申請する業種について、一般建設業は「1」を特定建設業は「2」を記入する。

申請時に有効な許可業種を記入(新規時は空欄)

濁点、半濁点も1文字とする

法人は商号を、個人は名称を記入(商号の字体は登記事項証明書による) 法人の種類は略号で記入(上記項番06に略号のフリガナは記載不要)

性と名の間は1マス空ける (代表者名の字体は登記事項証明書、個人の氏名は住民票による)

07は福島県を意味し、下3桁は市町村コード(別表7参照)を記入

登記と事実上の所在地が異なる場合は「事実上の所在地」を記入 市町村名のあとから、丁目、番、号はハイフンを用いて記入 (例)「2丁目5番6号」は「2-5-6」となる

ファックス番号 024-521-0000

資本金額又は出資総額 4 5 10 10000 (千円)

法人又は個人の別 13 1 (1. 法人) (2. 個人)

兼業の有無 14 1 (1. 有) (2. 無)

建設業以外に行っている営業の種類 不動産

法人のみ記入 必ず13桁入力(空白マスはありません)

兼業している場合は具体的に記入する

許可換えの区分 15 1 (1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可)

大臣コード 知事

許可換え新規の場合のみ記入 許可日が複数ある場合は最も古いものを記入

旧許可番号 16 3 01

国土交通大臣 許可 (般-) 第 号 令和 年 月 日

旧許可年月日 11 13 15 令和 年 月 日

役員等、営業所及び営業所技術者等 (建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。)については別紙による。

連絡先 連絡・照会のため必ず記入してください

所属等 総務部総務課 氏名 福島 花子 電話番号 024-521-0000

ファックス番号 024-521-0000

更新申請のみを行う場合、別紙二（１）の代わりにこの様式を提出する。＊
 変更ある場合は、別に変更届（様式第22号の2）の提出要。

営 業 所 一 覧 表 （ 更 新 ）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営 主 業 た る 所	本 社	〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 (024) 521-1111		土、と、園
	郡山支店	〒960-8540 郡山市麓山一丁目1番1号 (024) 935-1408		土、解
		当該営業所において営業しようとする建設業を特定建設業と一般建設業に区分して記入		
従 た る 営 業 所	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>○「主たる営業所」 建設業を営む営業所を統括し指揮監督する権限を有する営業所。名目上の本社、実態を有さない本店等は該当しない。</p> <p>○「従たる営業所」 主たる営業所以外で建設業を営む営業所をすべて記入する。常時請負契約を締結している事務所等をいい、作業所・単なる連絡所等は含まれない。</p> <p>○「常時請負契約を締結する事務所」とは 請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等、請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいう。契約の名義人が営業所長等でなくても、実体的な契約行為を行っていれば、営業所に該当する。</p> </div>			

- 1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

営業所技術者等一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フリガナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
<p>本社</p> <p>郡山支店</p> <div data-bbox="119 667 395 752" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 様式第一号別紙二(1)又は(2)に記載した営業所の名称を記載する。 </div>	<p>フリガナ</p> <p>フクシマ イチロウ 福島 一郎</p> <p>ワカマツ ツルオ 若松 鶴雄</p> <p>キタカタ サユリ 喜多方 さゆり</p> <div data-bbox="443 667 683 707" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> フリガナを必ずつける。 </div>	<p>土-7 と-7</p> <p>園-4</p> <p>解-7</p> <div data-bbox="849 689 1327 788" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 記載要領及び別表3を参照し、担当する建設工事の種類と有資格者区分を記入する。 様式第8号と整合性をとること。 </div>	<p>14</p> <p>02</p> <p>60</p>
<p>◎営業所技術者等とは</p> <p>営業所に常勤(テレワーク(営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。)を行う場合を含む。)して専らその職務に従事することが求められている。 ただし、条件を満たす場合は、監理技術者等の職務を兼ねることができる。 (国土交通省監理技術者制度運用マニュアルを参照のこと)</p>			

様式第一号別紙四

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（2）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。

- ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
 - 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 - 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

「工事経歴書」（様式第二号）の記載方法

A 経営事項審査を申請する場合

【STEP 1】

①許可を受けている建設工事の種類（土木一式、建築一式等の29種類）ごとに別葉で記入します。

建設工事の種類ごとに、完成工事（元請）、完成工事（下請）、未成工事に分けて、それぞれ請負代金の大きい順に整理します。

【STEP 2】

②元請工事に係る完成工事について、合計の7割を超えるところまで請負代金の大きい順に記載します。ただし、記載内容が元請完成工事高の7割を超える前に1,000億を超える場合は、当該額を超える部分については記載を要しません。また、7割を超える前に軽微な建設工事が10件以上ある場合には、10件まで記載すればそれ以降の記載を要しません。（※1）

【STEP 3】

③②で記載していない元請工事と下請工事を、すべての完成工事高の7割を超えるところまで、請負代金の大きい順に記載します。ただし、業種全体の完成工事高合計額が7割を超える前に1,000億を超える場合は、当該額を超える部分については記載を要しません。

また、7割を超える前に軽微な建設工事が10件以上ある場合には、10件まで記載すればそれ以降の記載を要しません。（※2）。

【STEP 4】

④主な未成工事を請負代金の大きい順に記載します。

※「軽微な建設工事」とは

工事1件の請負代金の額が500万円（建築一式工事は1,500万円）未満の工事又は建築一式工事のうち延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅建設工事

※2を記載する際、※1で記載した軽微な建設工事の件数とあわせて10件まで記載すれば足りります。

B 経営事項審査を申請しない場合

【STEP 1】

①許可を受けている建設工事の種類（土木一式、建築一式等の29種類）ごとに別葉で記入します。建設工事の種類ごとに、完成工事、未成工事に分けて、それぞれ請負代金の大きい順に整理します。

【STEP 2】

②完成工事を請負代金の大きい順に6割又は20件程度記載します。主な未成工事について、請負代金の大きい順に記載します。

経営事項審査を受審する場合の工事経歴書(様式第二号)の記載フロー

【STEP 1】

① 建設業の業種ごとに、完成工事高を元請工事、下請工事、未完成工事に分け、それぞれ請負代金の大きい順に整理する

※「軽微な建設工事」
工事一件の請負代金の額が
500万円(建築一式は1,500万円
又は延べ面積が150平方メー
トル)に満たない工事

元請工事があるか

NO

【STEP 2】

② 元請工事について請負代金の大きい順に記載する

元請工事の7割超前に
1,000億円に達した

NO

YES

元請工事の7割超前に
軽微な工事が10件に達した
※1

YES

NO

元請工事の完成工事高合計の7割を
超えるところまで元請工事を記載する

[元請工事7割部分に係る記載終了]

【STEP 3】

③ ②で記載したものの以外の元請工事及び下請工事について請負金額の大きい順に記載する

業種全体の完成工事高合計の
7割超までに1,000億円に達した

NO

YES

全体の7割超前に
軽微な工事が10件に達した
※2

YES

NO

全体の7割超まで記載する

※2を記載する際、※1で記載
した軽微な建設工事の件数と
あわせて10件まで記載すれば
OK

[全ての完成工事に係る記載終了]

【STEP 4】

④ 主な未成工事を記載する

[工事経歴書の完成!!]

【STEP1】

①建設業の種類ごとに完工高を元請と下請に分け、それぞれ請負代金の大きい順に整理

十三条の三、第十九条の八関係)

とび・土工・コンクリート

工事経歴書

工事 (税込・税抜)

*記載例1 工事経歴書記載例 (全ての完成工事工事高の合計額7割に達した場合)

①元請工事の7割部分 (STEP2)
②①以外の元請工事及び下請工事 (STEP3)
③主な未成工事 (STEP4)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県	担当者名	主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所に印を記載) 主任技術者 監理技術者	請負代金の額		工期	
							千円	千円	着工年月日	完成又は完成予定年月
A 国交 ××	元請	JV	U邸木造住宅外構工	区	東京一郎	√	100,000	千円	平成 26 年 12 月	平成 27 年 1 月
B 北海道開発	〃	JV	S邸車止め設置工事	仙台市青葉区	愛知太郎	√	60,000	千円	平成 27 年 2 月	平成 27 年 3 月
C 東北土木	〃		錦住宅敷地盛土及び基礎工事	福島県福島市	一宮二郎	√	3,200	千円	平成 27 年 3 月	平成 27 年 4 月
D 関東建設	下請		豊橋川改修工事の				8,000	千円	平成 27 年 5 月	平成 27 年 5 月
E 北陸産業	〃		大三ビル新築外構工			√	7,500	千円	平成 27 年 1 月	平成 27 年 1 月
F 中部塗装	〃		豊川アパート改築工事の内足場仮設工事	〃	岡崎三男	√	6,300	千円	平成 27 年 10 月	平成 27 年 11 月
G 近畿組	〃		栄ビル新築工事の内くい打工事	〃	豊田一郎	√	5,100	千円	平成 27 年 9 月	平成 27 年 9 月
H 川俣町	元請		町道99号線道路改良工事	福島県伊達郡川俣町	名古屋三郎	√	2,000	千円	平成 27 年 2 月	平成 27 年 3 月
I 四国道路	下請		一般国道100号線道路改良工事の内カッター工事	東京都世田谷区						
			その他工事				10	千円	平成 年 月	平成 年 月
			(主な未成工事)							
福島市	元請		市道100号線道路新設工事	福島県福島市	小松一郎	√	20,000	千円	平成 26 年 12 月	平成 27 年 9 月

注文者が個人の場合、「注文者」及び「工事名」から個人が特定されないようにすること。

1. 元請工事に係る完成工事の合計額(Y)の7割超まで記載
Yの7割(163,100千円) ≤ A~Cの合計額(163,200千円)

2. 記載額が全ての完成工事高の合計額(X)の7割を超えたため記載終了
Xの7割(193,900千円) ≤ A~Iの合計額(193,900千円)

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A+B+C+H)

ページごとの完成工事高の合計額(A~I)

「軽微な建設工事」

全ての完成工事高の合計額(X)

小計	19	233,900	80	うち 元請工事	165,200	80
	件	千円	千円	千円	千円	千円
合計	91	277,000	80	うち 元請工事	233,000	80
	件	千円	千円	千円	千円	千円

元請工事に係る完成工事高の合計額(Y)

【STEP1】
①建設業の種類ごとに完工高を元請と下請に分け、それぞれ請負代金の大きい順に整理

三条の三、第十九条の八関係) **工事経歴書**
とび・土工・コンクリート 工事 (税込・税抜)

*記載例2 工事経歴書記載例
(全体で軽微な工事が10件に達した場合)

元請工事の7割部分	注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期		
						氏名	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所には印を記載)		うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月日	完成又は完成予定年月
A	国土建設	元請		U邸木造住宅外構工事	東京都千代田区	東京一郎	√	10,000千円	千円	平成26年12月	平成27年1月
	B	北海道開発	〃	S邸車止め設置工事	仙台市青葉区	愛知太郎	√	4,500千円	千円	平成26年2月	平成27年3月
	C	東北土木	〃	錦住宅敷地盛土及び基礎工事	福島県福島市	一宮二郎	√	3,200千円	千円	平成27年3月	平成27年4月
② ①以外の元請工事及び下請工事	D	関東建設	下請	豊橋川改				8,000千円	千円	平成27年5月	平成27年5月
	E	北陸産業	〃	大三		半田五郎	√	5,500千円	千円	平成27年1月	平成27年1月
	F	中部塗装	〃	豊川アパート改築工事の内足場仮設工事	福島県郡山市	岡崎三男	√	2,500千円	千円	平成27年10月	平成27年11月
	G	近畿組	〃	栄ビル新築工事の内くい打工事	〃	豊田一郎	√	2,000千円	千円	平成27年9月	平成27年9月
	H	中国建築	〃	一般国道99号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	√	1,900千円	千円	平成27年2月	平成27年3月
	I	四国道路	〃	一般国道100号線道路改良工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	√	1,800千円	千円	平成27年4月	平成27年4月
	J	九州工業	元請	M邸玄関コンクリート工事	福島県いわき市	岡崎三男	√	1,700千円	千円	平成27年12月	平成27年12月
	K	沖縄機械	下請	N邸新築工事の内	東京都中央区		√	1,600千円	千円	平成27年4月	平成27年5月
	L	国交 ××	〃	厚送スエロ足場改修側溝工事	〃	岡崎三男	√	1,500千円	千円	平成27年5月	平成27年5月
	M	建設 ○○	〃	側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	√	1,000千円	千円		
		〃	その他工事				5	5,000千円	千円	平成23年5月	平成23年5月

1. 元請工事に係る完成工事の合計額(Y)の7割超まで記載
17,500千円(25,000千円×0.7) ≤ 17,700千円(A~Cの合計額)

B・C+F~Mの件数(軽微な建設工事) ≤ 10件

注文者が個人の場合、「注文者」及び「工事名」から個人が特定されないようにすること。

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A~C+J)

③ ①以外の元請工事及び下請工事

2. 記載額(45,200千円)が、全ての完成工事高の合計額(X)の7割(70,000千円×0.7=49,000千円)に満たないが、軽微な工事が10件に達したため記載終了

本記載例では省略します
.....「軽微な建設工事」

ページごとの完成工事高の合計額(A~M)

全ての完成工事高の合計額(X)

小計	18	50,200	千円	千円	うち 元請工事	19,400	千円	千円
合計	52	70,000	千円	千円	うち 元請工事	25,000	千円	千円

元請工事に係る完成工事高の合計額(Y)

【STEP1】
①建設業の種類ごとに完工高を元請と下請に分け、それぞれ請負代金の大きい順に整理

三條の三、第十九條の八關係)

とび・土工・
コンクリート

工事 經歷 書

工事 (税込 ・ 税抜)

*記載例3 工事經歷書記載例
(元請工事で軽微な工事が10件に達した場合)

①元請工事の7割部分
【STEP2】

②①以外の元請工事及び下請工事
【STEP3】

③主な未成工事
【STEP4】

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額		工 期		
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所に印を記載)	うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月日	完成又は完成予定年月		
A 国土建設	元請		U邸木造住宅外構工事					9,000千円		平成 26 年 12 月	平成 27 年 1 月
B 北海道開発	〃		S邸車止め設置工事	仙台市青葉区	愛知太郎	〃		4,500千円		平成 27 年 2 月	平成 27 年 3 月
C 東北土木	〃		錦住宅敷地盛土及び基礎工事	福島県福島市	一宮二郎	〃		3,200千円		平成 27 年 3 月	平成 27 年 4 月
D 関東建設	〃		豊橋川改修工事の内掘削工事	福島県郡山市	津島一平	〃		2,500千円		平成 27 年 5 月	平成 27 年 5 月
E 北陸産業	〃		大三ビル新築工事の内 外構工事	〃	半田五郎	〃		2,000千円		平成 27 年 1 月	平成 27 年 1 月
F 中部塗装	〃		豊川アパート改築工事の内 足場仮設工事	〃	岡崎三男	〃		1,900千円		平成 27 年 10 月	平成 27 年 11 月
G 近畿組	〃		栄ビル新築工事の内 くい打工事	〃	豊田一郎	〃		1,800千円		平成 27 年 9 月	平成 27 年 9 月
H 東北地方整備局	〃		一般国道99号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	〃		1,700千円		平成 27 年 2 月	平成 27 年 3 月
I 福島県	〃		一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	〃		1,600千円		平成 27 年 4 月	平成 27 年 4 月
J 九州工業	〃		M邸玄関コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	〃		1,500千円		平成 27 年 12 月	平成 27 年 12 月
K 沖繩機械	〃		N邸新築工事の 基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	〃		1,000千円		平成 27 年 4 月	平成 27 年 5 月
L 国交 ××	下請							8,000千円		平成 27 年 5 月	平成 27 年 5 月
M 建設 ○○	〃		県道123号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	〃		7,000千円		平成 23 年 5 月	平成 23 年 5 月
	〃		その他工事				5	5,000千円			

注文者が個人の場合、「注文者」及び「工事名」から個人が特定されないようにすること。

B~Kの件数(軽微な建設工事) ≤ 10

1. 記載額(30,700千円)が、元請工事(Y)の7割(50,000千円 × 0.7 = 35,000千円)に満たないが、軽微な建設工事が10件に達したので【STEP3】へ

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A~K)

2. 全ての完成工事高の合計額(X)の7割超まで記載
45,500千円 (65,000千円 × 0.7) ≤ 45,700千円(A~Mの合計額)

本記載例では省略します

ページごとの完成工事高の合計額(A~M)

全ての完成工事高の合計額(X)

小計	18 件	50,700 千円	うち 元請工事	
			30,700 千円	千円
合計	52 件	65,000 千円	50,000 千円	千円

元請工事に係る完成工事高の合計額(Y)

【STEP1】

①建設業の種類ごとに完成工事と未成工事に分け、それぞれ請負代金の大きい順に整理

第三条の三、第十九条の八関係)

とび・土工・
コンクリート

工事経歴書

工事 (税込・税抜)

財務諸表の処理方法に合わせる

*記載例4 工事経歴書記載例
(経営事項審査を受審しない場合)

①完成工事を請負代金の大きい順に記載

STEP2

③主な未成工事

STEP3

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工事名	工事現場のある 市区町村名	配置技術者		請負代金の額		工期		
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所)に印を記載 主任技術者 監理技術者	うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月日	完成又は 完成予定年月		
A 国交 ××	元請		U邸木造住宅外構工事	東京都千代田区	東京一郎		15,000		平成 26 年 12 月	平成 27 年 1 月	
B 北海道開発	〃		S邸車止め設置工事	仙台市青葉区	愛知太郎				平成 27 年 2 月	平成 27 年 3 月	
C 東北土木	〃		錦住宅敷地盛土及び基礎工事	福島県福島市	一宮二郎	√	7,000 千円	千円	平成 27 年 3 月	平成 27 年 4 月	
D 関東建設	下請		豊橋川改修工事の内掘削工事	〃	津島一平	√	6,000 千円	千円	平成 27 年 5 月	平成 27 年 5 月	
E 北陸産業	〃		大三ビル新築工事の内 外構工事	福島県郡山市	半田五郎	√	4,500 千円	千円	平成 27 年 1 月	平成 27 年 1 月	
F 中部塗装	元請		豊川アパート改築工事の内 足場仮設工事	〃	岡崎三男	√	3,000 千円	千円	平成 27 年 10 月	平成 27 年 11 月	
G 近畿組	下請		栄ビル新築工事の内 くい打工事	〃	豊田一郎	√	2,500 千円	千円	平成 27 年 9 月	平成 27 年 9 月	
H 千葉建設	〃		町道 9 9 号線道路改良						平成 27 年 2 月	平成 27 年 3 月	
									平成 年 月	平成 年 月	
	下請		その他工事				5	5,000 千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
(主な未成工事)									平成 年 月	平成 年 月	
福島市	元請		市道 1 0 0 号線道路新設工事	福島県福島市	小松一郎	√	20,000 千円	千円	平成 26 年 12 月	平成 27 年 9 月	
									平成 年 月	平成 年 月	

注文者が個人の場合、「注文者」及び「工事名」から個人が特定されないようにすること。

1. 記載額が全ての完成工事高の合計額(X)の6割を超えたため記載終了
Xの6割(48,000千円) ≤ A~Hの合計額(48,800千円)
また、20件記載しても、完成工事高の合計額(X)の6割に満たない場合は、
そこで記載終了

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A~C+F)

ページごとの完成工事高の合計額(A~H)

.....「軽微な建設工事」

全ての完成工事高の合計額(X)

小計	13 件	73,800 千円	千円	うち 元請工事 34,000 千円	千円
合計	48 件	80,000 千円	千円	うち 元請工事 40,000 千円	千円

元請工事に係る完成工事高の合計額

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
 - (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
 - ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
 - (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

直前3年の各事業年度における工事施工金額
 該当するものを○で囲む(決算書の会計処理にあわせる)

(税込・税抜単位：千円)

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			土木工事	とび・土工工事	造園工事	解体工事		
3年前 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共					許可を受けていない工事の施工金額を記入 ※兼業売上は計上しないこと	
		民間						
	下請							
	計							
2年前 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
最新 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共					5業種以上の許可がある場合、 本様式は2枚以上となるが、「その他の建設工事の施工金額」と「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること	
		民間						
	下請							
	計							
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共					財務諸表の完成工事高と一致する	
		民間						
	下請							
	計							
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共					「元請」とは、施主から直接受注したものをいい、それ以外の他の建設業者が請け負った工事の一部を請け負ったものを「下請」という	
		民間						
	下請							
	計							

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
 ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

使 用 人 数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本社	5 人	10 人	3 人	18 人
郡山支店	2	2	1	5
合 計	7 人	12 人	4 人	23 人

様式第一号別紙二（1）又は（2）に記載した順に、すべての営業所について記載する。

各営業所に所属する技術者のうち「営業所の営業所技術者等」の要件を満たす者の数を記載する。

建設業に従事している使用人（雇用期間を限定することなく雇用された者）の人数を記載する。
法人にあっては代表権を有する役員及び常勤の役員、個人にあってはその事業主を含む。
日雇い等の労務者、兼業部門に従事する者は除く。

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

様式第六号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

下記の者が、建設業法第8条の「欠格要件」に該当しないことを代表者が責任を持って誓約する書類です。欠格要件に該当する場合は、許可を受けることができません。（許可の手引き参照）**虚偽申請にならないよう、建設業法第8条の条文を必ず読んで、該当しないことを確認してから記入すること。**（用紙A 4）

誓 約 書

{

 申 請 者
 譲 受 人
 合併存続法人
 分割承継法人

}、
 {

 申 請 者
 譲 受 人
 合併存続法人
 分割承継法人

}
 の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、同法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和3年 4月 1日

申 請 者 福島市杉妻町2番16号
 譲 受 人 福島土木 株式会社
 合併存続法人 代表取締役 福島 太郎
 分割承継法人

地方整備局長
 北海道開発局長
 福島県知事 殿

記載要領

{

 申 請 者
 譲 受 人
 合併存続法人
 分割承継法人

}、
 申 請 者 「地方整備局長
 譲 受 人 、北海道開発局長 については不要のものを消すこと。
 合併存続法人
 分割承継法人 知事 」

※この誓約書に加えて、「成年後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を確認する書類として、許可申請の場合は該当者全員（申請者、法人の役員、建設業法施行令第3条に規定する使用人、法定代理人）について、変更届の場合には新たに就任した者について、
 1 法務局発行の「登記されていないことの証明書」
 2 市町村発行の「身分証明書」
 両方の添付が必要です。

※顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）については、上記1、2の提出は要しません。

許可申請者と証明者が違う場合は、証明者の下に「作成担当者の氏名及び連絡先」を明記すること。
必要に応じて、直接、証明者に対し、証明者の意思表示であることを確認します。

(用紙A4)
00002

常勤役員等(経營業務の管理責任者等) 証明書

被証明者1人につき、証明者別に作成する

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ^①に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 取締役
経験年数 平成17年 4月から 平成25年 3月まで 満8年11月

証明を受ける期間の役職名を記入する
(例)代表取締役、取締役、事業主、支配人等

証明者と被証明者との関係 役員

備考 (例) 福島県知事(特-25)第99999号
土木工事業、とび・土工工事業、ほ装、造園工事業
平成25年12月12日 許可

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、許可番号、許可日、許可業種を記入

令和3年 4月 1日

証明者は原則として証明する期間に在職していた法人の代表者、又は個人事業主とする。やむを得ない事情によりこれらの者が証明できない場合は、その理由を備考欄に記入し、当該事実を証明できる者(当時の取締役等)の証明を得ること

福島市杉妻町5番75号
株式会社 鈴木建設

証明者 代表取締役 鈴木 一郎
(作成担当者: 吉田 花子 024-123-4567)

作成担当者の氏名・連絡先をここに記載。(代理申請者名・連絡先は不可)

該当しない区分を消す

(2) 下記の者は、許可申請者<sup>の常勤の役員
本の支配人</sup>で建設業法第7条第1号イ^①に該当する者であることに相違ありません。

令和3年 4月 1日

地方整備局長
北海道開発局長
福島県 知事 殿

申請者 福島市杉妻町2番16号
届出者 福島土木 株式会社

代表取締役 福島 一郎

許可申請の場合は「届出者」を消し、
変更届の場合は「申請者」を消す

申請又は届分の区分 項番 1 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

項番17区分「2」の場合に記入

変更の年月日 令和 年 月 日

項番17が「1」以外の場合に記入する
許可日が複数ある場合は最も古いものを記入
右詰めで記入し、左余白は「0」で埋める

福島県知事 07 大臣コード
知事

国土交通大臣 許可(般-)第 号 令和 年 月 日

記

◎【新規・変更後・経營業務の管理責任者の追加・経營業務の管理責任者の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 パ ン
氏名 2 0 番 場 四 郎
住所 福島市中町7番17号

姓の最初から2文字を記入
濁音、半濁音も含んで1文字とする

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 S 3 9 年 1 0 月 1 0 日

◎【変更前】

氏名 2 1 番 場 四 郎

項番17区分「2」の場合、必ず記入

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 年 月 日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

建設業法第7条第1号イに掲げる常勤役員等は、この様式で作成する。
(それ以外の役員等については様式第12号を作成)

常勤役員等の略歴書

現住所	フリガナをふる 福島市中町7番17号			
(フリガナ)氏名	番場 四郎	生年月日	昭和39年10月10日生	
職名	取締役(常勤) 申請時における職名を記入する。			
職歴	期間	従事した職務内容		
	自昭和60年4月1日 至平成9年3月31日	株式会社〇〇建設工業 入社 本店営業部勤務		
	自平成9年4月1日 至平成15年3月31日	〃 営業課長		
	自平成15年4月1日 至平成23年3月10日	〃 取締役営業部長		
	自平成23年4月1日 至平成25年3月31日	〇〇建設株式会社 取締役(非常勤) 役員等の場合、常勤か非常勤か記入する		
	自平成25年4月1日 至 年 月 日	〇〇建設株式会社 取締役(常勤) 現在に至る		
	自 年 月 日 至 年 月 日	現在に至るまでの職歴を記入する。 役員等の場合は、常勤か非常勤かも()で記入する。 ※建設業の経営経験については具体的に記載する。		
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	賞罰	年 月 日	賞罰の内容	
			なし	
			建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載する。刑罰については罰金刑についても記載すること。該当がなければ「なし」と記入する。	
上記のとおり相違ありません。				
令和3年 4月 1日		氏名	番場 四郎	

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

許可申請者と証明者が違う場合は、証明者の下に「作成担当者の氏名及び連絡先」を明記すること。必要に応じて、直接、証明者に対し、証明者の意思表示であることを確認します。

0	0	0	0	2
---	---	---	---	---

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
(第一面)

被証明者1人につき、
証明者別に作成する

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ

①	②
---	---

 に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 **取締役** ← 証明を受ける期間の役職名を記入する
(例)代表取締役、取締役、事業主、支配人等

経験年数 **平成27年4月** から **令和2年9月** まで **満5年5月**

証明者と被証明者との関係 **役員**

備考 (例) **福島県知事(特-2)第99999号
土木工事業、とび・土工工事業、ほ装、造園工事業
令和2年5月12日 許可**

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、許可番号、許可日、許可業種を記入

令和 3年 4月 1日

郡山市麓山1丁目2-3

株式会社 福島建設

証明者 代表取締役 安積 太郎

(作成担当者: 斎藤 一男 024-012-3456)

該当しない区分を消す

作成担当者の氏名・連絡先をここに記載。(代理申請者名・連絡先は不可)

(2) 下記の者は、許可申請者

の常勤の役員
本 大
の支配人

 で第7条第1号ロ

①	②
---	---

 に該当する者であることに相違ありません。

令和 3年 4月 1日

該当する方に○をつける

地方整備局長
北海道開発局長
福島県 知事 殿

申請者 郡山市麓山2丁目10
株式会社 福島土木
届出者 代表取締役 郡山 次郎

許可申請の場合は「届出者」を消し、
変更届の場合は「申請者」を消す

申請又は届出の区分

項番	1	7	3
	1	7	1

 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

項番17区分「2」の場合に記入

変更の年月日 令和 年 月 日

項番17が「1」以外の場合に記入する
許可日が複数ある場合は最も古いものを記入
右詰めで記入し、左余白は「0」で埋める

福島県知事 07 大臣コード

許可番号

1	8	0	7
---	---	---	---

 国土交通大臣 許可(特-)第

5	0	0	0	0	10
---	---	---	---	---	----

 号

許可年月日 令和 年 月 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ

1	9	3	ズ							
2	0	3	鈴木	5	和志	10				

住所 福島市中町7番17号

姓の最初から2文字を記入
濁音、半濁音も含んで1文字とする

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日

13	14	16	18						
S	3	0	年	0	8	月	2	4	日

◎【変更前】

氏名

2	1	3		5		10				
---	---	---	--	---	--	----	--	--	--	--

項番17区分「2」の場合に記入

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日

13	14	16	18						
				年		月			日

備考

常勤役員等の略歴については、別紙による。

被証明者1人につき、証明者別に作成する。
 ※第三面・第四面も同様に作成

(第二面)

(用紙A4)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

令和 3年 4月 1日

地方整備局長
 北海道開発局長
 福島県 知事 殿

申請者 郡山市麓山2丁目10
 届出者 株式会社 福島土木
 代表取締役 郡山 次郎

役職名等 財務部長

経験年数 平成27年 4月から 令和2年 9月まで 満 5年 5月

証明者と被証明者との関係 従業員

備考

申請又は届出の区分 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

項番17区分「2」の場合に記入

変の年月日 令和 年 月 日

福島県知事 07 大臣知事コード

項番17が「1」以外の場合に記入する
 許可日が複数ある場合は最も古いものを記入
 右詰めで記入し、左余白は「0」で埋める

許可番号 国土交通大臣 福島県知事 許可 (一般-) 第 号 許可年月日 令和 年 月 日

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
 氏名 生年月日 年 月 日
 住所 _____

◎【変更前】

項番17区分「2」の場合に記入

氏名 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
 生年月日 年 月 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

建設業第7条第1号口に掲げる常勤役員等は、この様式で作成する。
(それ以外の役員等については様式第12号を作成)

常勤役員等の略歴書

現住所	フリガナをふる 福島市杉妻町2番16号			
(フリガナ)氏名	鈴木 和志	生年月日	昭和30年8月24日生	
職名	取締役(常勤) 申請時における職名を記入する。			
職歴	期間	従事した職務内容		
	自昭和27年4月1日 至 年 月 日	株式会社〇〇不動産 入社 本店営業部勤務		
	自平成16年4月1日 至平成21年3月31日	" 営業課長		
	自平成21年4月1日 至平成25年3月31日	" 取締役営業部長 役員等の場合、常勤か非常勤か記入する		
	自平成25年4月1日 至 年 月 日	" 取締役常務(常勤)		
	自平成30年4月1日 至 年 月 日	株式会社△△土建 取締役(常勤) 現在に至る		
	自 年 月 日 至 年 月 日	" 現在に至るまでの職歴を記入する。 ・役員等の場合は、常勤・非常勤を()で記載する。 ・建設業での役員経験については、具体的に記載する。		
	自 年 月 日 至 年 月 日	" 現在に至るまでの職歴を記入する。 ・役員等の場合は、常勤・非常勤を()で記載する。 ・建設業での役員経験については、具体的に記載する。		
	自 年 月 日 至 年 月 日	" 現在に至るまでの職歴を記入する。 ・役員等の場合は、常勤・非常勤を()で記載する。 ・建設業での役員経験については、具体的に記載する。		
	自 年 月 日 至 年 月 日	" 現在に至るまでの職歴を記入する。 ・役員等の場合は、常勤・非常勤を()で記載する。 ・建設業での役員経験については、具体的に記載する。		
	自 年 月 日 至 年 月 日	" 現在に至るまでの職歴を記入する。 ・役員等の場合は、常勤・非常勤を()で記載する。 ・建設業での役員経験については、具体的に記載する。		
	自 年 月 日 至 年 月 日	" 現在に至るまでの職歴を記入する。 ・役員等の場合は、常勤・非常勤を()で記載する。 ・建設業での役員経験については、具体的に記載する。		
	自 年 月 日 至 年 月 日	" 現在に至るまでの職歴を記入する。 ・役員等の場合は、常勤・非常勤を()で記載する。 ・建設業での役員経験については、具体的に記載する。		
	賞罰	年 月 日	賞罰の内容	
			なし	
		建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載する。刑罰については罰金刑についても記載すること。該当がなければ「なし」と記入する。		
上記のとおり相違ありません。				
令和 3年 4月 1日		氏名	鈴木 和志	

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

建設業第7条第1号口に掲げる常勤役員等を直接に補佐する者は、この様式で作成する。
証明する業務毎に作成。(但し、一人で複数業務を兼ねる場合は人ごとに作成しても可)

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現住所	フリガナをふる 福島市舟場町2番1号		
(フリガナ)氏名	田中 順一	生年月日	昭和47年 11月 18日生
職名	総務部長 申請時における職名を記入する。		
職歴	期間	従事した職務内容	
	自昭和62年4月1日 至 年 月 日	株式会社△△土建 入社 本店総務課勤務	
	自平成14年4月1日 至平成19年3月31日	〃 総務課経理係長	
	自平成19年4月1日 至平成25年3月31日	〃 総務課長	
	自平成25年4月1日 至 年 月 日	〃 総務部長(財務管理担当) 現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 現在に至るまでの職歴を記入する。 5年以上の建設業の財務管理の業務経験 5年以上の建設業の労務管理の業務経験 5年以上の建設業の業務運営の業務経験 </div> } については具体的に記入する。	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
賞罰	年 月 日	賞罰の内容	
		なし	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載する。 刑罰については罰金刑についても記載すること。該当がなければ「なし」と記入する。 </div>	
上記のとおり相違ありません。			
令和 3 年 4 月 1 日		氏名 田中 順一	

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

該当するほうを○で囲む
新規申請の場合は「1」

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
 (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、届出をします。

令和3年 4月 1日

不要なものを消す

地方整備局長
北海道開発局長
福島県 知事 殿

許可を受けている場合は記載する

申請者 福島市杉妻町2番16号
届出者 福島土木株式会社
代表取締役 福島 太郎

許可番号 国土交通大臣 許可(一般)第 _____ 号 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(営業所毎の保険加入の有無)

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
本店	(18人 4人)	1	1	1	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇
郡山支店	(5人 1人)	3	3	3	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇
					健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
					事業所整理記号及び 事業所番号等を記載	労働保険番号 を記載
					雇用保険	
					健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
					健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	(23人 4人)					

<記入にあたっては「記載要領」もお読みください>

申請時、確認書類として以下の書類を提示してください。

- ①「健康保険」及び「厚生年金保険」の確認書類
 - ・申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る 「領収証書又は納入証明書」
- ②「雇用保険」の確認書類いずれか一つ
 - ・申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及び 「領収済通知書」
 - ・その他申告した業者名及び申告額、それに基づき納入した金額がわかるもの
 - ・雇用保険事業所非該当承認を受けている場合は、「事業所非該当承認通知書」の写し

記載要領

- 1 この表は、次の（１）及び（２）の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - （１）
 - ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合
 - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合
 - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合
 - ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合
 - ⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合
 - ⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。
 - （２）
 - ①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があった場合
 - ②新たに営業所を追加した場合この場合、「（２）」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。
- 2 「地方整備局長 北海道開発局長 知事」、「国土交通大臣 知事」及び「一般 特」については、不要のものを消すこと。
- 3 「申請者 届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。
- 6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 7 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入すること。
- 8 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入すること。
- 9 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業所となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合等は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。
- 10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

実務経験により営業所技術者等になる場合に必要
な証明書（特定建設業許可で、実務経験により監理技
術者になる場合（指定建設業は不可）にも必要）

実務経験証明書

下記の者は、造園 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和3年4月1日

許可申請者と証明者が違う場合は、証明者の下に「作成担当者の氏名及び連絡先」を明記すること。
必要に応じて、直接、証明者に対し、証明者の意思表示であることを確認します。（代理申請の氏名・連絡先は不可）

実務経験で2業種以上の担当にな
ろうとする場合、実務経験期間は
重複できないので注意！！

証明者は、証明期間内に被証明者が在籍してい
た法人又は個人事業主。
証明者が申請者以外の建設業者の場合は、許
可番号、許可日、許可業種を左の余白に記入し

南相馬市原町区錦町1丁目55
株式会社そうそう造園
代表取締役 相双 善郎
（作成担当者：高橋 翔太 0244-123-XXXX）
被証明者との関係 元雇用主

記

技術者の氏名	若松 鶴雄	生年月日	S. 28. 9. 17	使用された期間	平成2年4月から 平成24年3月まで
使用者の商号 又は 名称	株式会社そうそう造園		実務経験を得た当時の商号又は 名称を記入します。		
職名	実務経験の内容		実務経験年数		
工事部現場主任	〇〇邸庭園工事 他4件		3年4月から4年3月まで	①	
〃	〇〇学園園庭改修工事 他6件		4年4月から5年3月まで		
〃	〇〇邸外構植栽工事 他2件		5年4月から5年12月まで		
〃	〇〇幼稚園園庭改修工事 他3件		6年4月から7年3月まで		
〃	〇〇町公園植栽工事		7年4月から8年3月まで		
〃	〇〇市立中央公園建設工事		8年4月から9年3月まで	②	
〃	〇〇駅前緑化工事 他3件		9年4月から10年3月まで		
〃	〇〇公園植栽工事 他2件		10年4月から10年12月まで		
工事課工事係長	〇〇公園改修工事		12年4月から13年3月まで	③	
〃	道の駅〇〇植栽工事		13年4月から14年3月まで		
工事課長	〇〇団地植栽工事		14年6月から14年10月まで	④	
〃	医療法人〇〇会病院・〇〇		15年4月から16年3月まで		
〃	〇〇公園改修工事		18年3月から19年3月まで		
使用者の証明を得ることが できない場合はその理由	やむを得ない事情により自己証明をする場合に、その理由を記載します。 例)平成〇年〇月〇日会社解散のため、 平成〇年〇月〇日事業主死亡のため 等 やむを得ないとは、「会社の解散、倒産により代表や役員だった者と誰一人連絡 がつかない」又は「代表や役員だった者全員が死亡している」等に限られます。				
			合計 満 11年 6月		

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

記載した実務経験年数の合計を記載します。
実務経験については、契約書、請求書等で工事を行っての
かを確認します。
確認資料や工事に従事していない期間によって実務経験年
数のとらえ方が異なります。詳しくは次ページをご覧ください。

実務経験年数の計算及び確認について

【基本的な考え方】

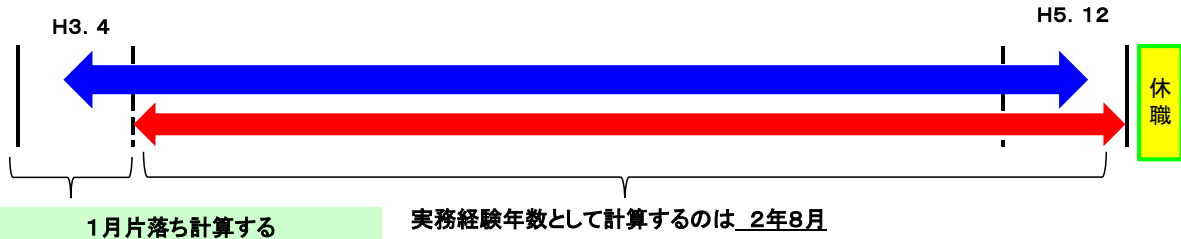
個別の実務経験や通年で実績を含む一連の期間について、請求書等工期が明確に記載がないものの場合、工期が月の途中から始まり、月の途中で終わったものとみなして、継続して経験がある期間から1月を差し引いた期間を実務経験年数とします。

通年で実務経験がある場合は、「〇〇工事 他〇件」と1年分を1行にまとめて記載してください。

退職・転職や長期療養等で通年での実務経験がない場合は、1行に1工事を記載してください。

(1) 実務年数①の場合(平成3年4月～平成5年12月まで)※平成6年1月～3月けがで休職期間あり

確認資料: 請求書(工期の明確な記述(〇年〇月〇日～△年△月△日)の記載なし)



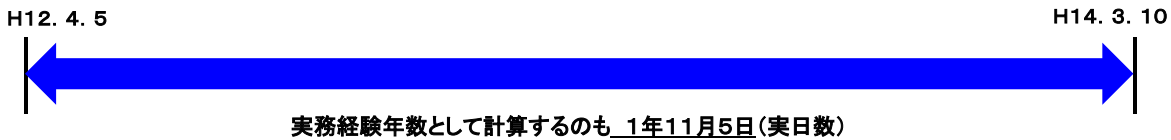
〇実務経験年数②の場合も、平成6年1月から3月まで経験していない期間がある(この事例ではけがで休職した)ので、①と同様に平成6年4月から平成10年12月までの4年9月から1月差し引いた4年8月をカウントします。

(2) 実務年数③の場合(平成12年4月～平成14年3月まで)

確認資料: 契約書(工期が明確に記載されている)

〇〇公園改修工事: 平成12年4月5日～平成13年3月31日

道の駅〇〇植栽工事: 平成13年4月1日～平成14年3月10日

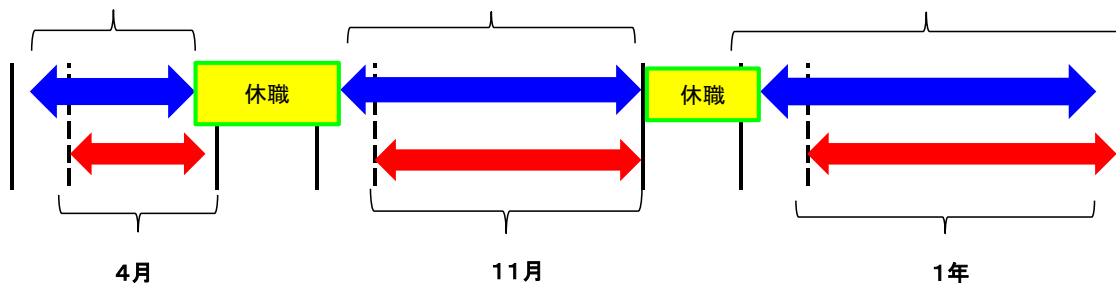


〇実務経験の確認資料が契約書等で工期が明確に記載されている場合は、記載されている全期間を経験年数としてカウントします。合計の計算時には、1月に満たない日数は切り捨てます。

(3) 実務年数④の場合(平成14年6月～平成19年3月まで)※途中、病気で休業期間あり

確認資料: 請求書(工期の明確な記述(〇年〇月〇日～△年△月△日)の記載なし)

平成14年6月～平成14年10月: 5月 平成15年4月～平成16年3月: 1年0月 平成18年3月～平成19年3月: 1年1月



この事例の場合は2年3月となります。
(4月+11月+1年)

それぞれ休職で間があくので、
各期間1月ずつ片落ち計算する

指導監督的実務経験で特定建設業の営業所技術者等(又は監理技術者)になる場合に必要となる証明書

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、**内装仕上** 工事に關し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

◎「特定建設業」の許可を受けようとする場合で、建設業法第15条第2号ロに該当することにより「営業所技術者等」(又は監理技術者)になる場合に作成する(指定建設業は不可)

令和3年 4 月 1 日

◎「法第15条第2号ロ」とは

許可を受けようとする業種について、法第7条第2号イ、ロ、ハのどれかに該当し、かつ1件の請負代金が4,500万円以上(H.6.12.28前は3,000万円以上、S.59.10.1前は1,500万円以上)である発注者から直接請け負った工事に關し、2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

◎指導監督的実務経験とは

建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験

福島市渡利〇〇〇〇

東北地方建設株式会社

代表取締役 東北太郎

(作成担当者：木村 達 024-612-XXXX)

元 雇 用 主

許可申請者と証明者が違う場合は、証明者の下に「作成担当者の氏名及び連絡先」を明記すること。必要に応じて、直接、証明者に対し、証明者の意思表示であることを確認します。

証 明 者

被証明者との関係

実務経験証明書(様式第九号(第三条関係))記載例と同様

技術者の氏名	東北 八郎		生 年 月 日	S. 3 5 . 5 . 5	使用された	S. 5 8 年 4 月 から
使用又 は の 商 号 称	東北地方建設株式会社				期 間	H. 1 9 年 3 月 まで
発 注 者 名	請負代金の額	職 名	実 務 経 験 の 内 容		実 務 経 験 年 数	
山田 一郎	50,000 千円	工事課長	山田邸床仕上げ及び壁塗り工事		13年 4月 から 13年 10月 まで	
〇〇県	54,000 千円	〃	県立図書館防音工事		13年 11月 から 14年 3月 まで	
〇〇省	47,000 千円	〃	庁舎内装工事		14年 7月 から 14年 11月 まで	
〇〇省	50,000 千円	〃	独身寮内装工事		15年 6月 から 15年 12月 まで	
〇〇株式会社	51,000 千円	〃	〇〇株式会社社屋内装工事		16年 1月 から 16年 6月 まで	
	千円				年 月 から 年 月 まで	
	千円				年 月 から 年 月 まで	
	千円				年 月 から 年 月 まで	
	千円				年 月 から 年 月 まで	
	千円				年 月 から 年 月 まで	
	千円				年 月 から 年 月 まで	
	千円				年 月 から 年 月 まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由					合計 満 2 年 1 月	

元請人として直接請け負った契約の相手方の名称を具体的に記入する

経験の内容が明らかになるように、請負契約書等により具体的な名称を記入する

工事施工期間は重複しないこと。指導監督的な実務に従事した期間を記入する。単に契約工期や使用期間を書くものではない。

1件の請負代金が、4,500万円以上の元請工事の経験を記入する(H.6.12.28前は3,000万円以上のもの、S.59.10.1前は1,500万円以上のもの)

記載した実務経験年数の合計を記載。実務経験年数の計算及び確認は「実務経験証明書」(様式第九号(第三条関係))に準じます。

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事(平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの)1件ごとに記載すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

許可申請者の住所、生年月日等に関する調書

法人の役員等
 本人
 法定代理人
 法定代理人の役員等

申請者が法人の場合
個人事業主の場合

住所	福島市杉妻町〇〇-□□		
(フリガナ)氏名	フクシマ 太郎	生年月日	昭和29年 10月 21日生
役名等	代表取締役（常勤）		
賞	年月日	賞罰の内容	
		なし	
罰		建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載する。刑罰については罰金刑についても記載すること。該当がなければ「なし」と記入する。	
上記のとおり相違ありません。			
令和3年 4月 1日		氏名 福島 太郎	

記載要領

- 「（法人の役員等
本人
法定代理人
法定代理人の役員等）」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

法人の場合には、様式第1号別表に記入した役員等全員について作成する。
ただし、様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙一に記載する常勤役員等については作成不要。

顧問、相談役、株主等については、「賞罰」欄への記載、署名を要しません。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	郡山市麗山〇〇-△△-□□		
(フリガナ)氏名	ケンチュウ ヤクト 県中 楽人	フリガナをふる	生 年 月 日 昭和39年 9月14日生
営 業 所 名	郡山支店 所属する営業所の名称を記入する		
職 名	郡山支店長		
賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		な し	
罰		様式第十一号「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表に記載した者全員について作成する。 ただし、役員を兼ねている者については、様式第十二号「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」をもってこれに代えることができる。 令3条使用人は、複数の営業所長を兼ねることはできない。	
上記のとおり相違ありません。			
令和3年 4月 1日		氏 名 県中 楽人	

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載する。刑罰については罰金刑についても記載すること。該当がなければ「なし」と記入する。

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和 48年 6月 10日	福島市にて、福島土建 創業（個人事業）
	昭和 54年 10月 1日	有限会社 福島土木設立（資本金5,000千円）
	昭和 60年 10月 1日	福島土木 株式会社に組織変更
	平成 5年 4月 1日	郡山支店を設置
	平成 7年 4月 1日	資本金を10,000千円に増資

「創業以後の沿革」の欄には、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載する。

建設業の登録及び許可の状況	昭和 55年 1月 20日	福島県知事許可（般-54）第11111号 とび・土工
	年 月 日	以後、更新する
	平成 7年 5月 10日	業種追加（般-7）第11111号 土木、ほ装
	平成 10年 1月 20日	許可の一本化（般-9）第11111号 土木、とび・土工、ほ装
	平成 13年 6月 30日	許可の一本化（般-9）第11111号 土木、とび・土工、ほ装
	平成 20年 1月 20日	許可更新（般-19）第11111号 土木、とび・土工
	年 月 日	
	年 月 日	

「建設業の登録及び許可の状況」の欄には、これまでの許可の状況を記載する。許可の番号及び業種が同一ならば、最後の更新のみを書き、途中の更新は省略できる。新規、般特新規、業種追加又は一部廃業等の状況については必ず記載する。申請する時点で登録又は許可がない場合は、記入不要。

賞罰	年 月 日	
	年 月	建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載する。（廃棄物処理法違反、労働安全衛生法違反による刑罰等）該当がなければ「なし」と記入する。
	年 月	
	年 月 日	

記載要領

- 1 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 2 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 3 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
	<p>A 銀行大町支店</p> <p>B 銀行福島支店</p> <p>※ 郵貯銀行は普通銀行該当。</p>	<p>C 信用金庫栄町支店</p>	

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
 (例 ○○銀行○○支店)

変更届出書 (第一面)

該当する番号を○で囲む

下記のとおりに、
 ①商号又は名称 ②営業所の名称、所在地又は業種 ③資本金額 ④役員等の氏名 ⑤個人業者の氏名
 ⑥支配人の氏名 ⑦建設業法施行令第3条に規定する使用人 ⑧建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者
 建設業法第15条第2号に規定する特定営業所技術者
 について変更があつたので届出をします。

商号を変更する場合は、変更後の商号で届出

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
福島県知事 殿

不要なものを消す

福島市杉妻町2番16号
福島建設工業株式会社
届出者 代表取締役 福島 太郎

大臣コード
国土交通大臣 許可一般特 第0611111号
許可年月日 令和06年04月11日

許可番号 項番 3 5 0 7
法人番号 3 6 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

許可日が複数ある場合は、最も古いものを記入

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号	福島土木株式会社	福島建設工業株式会社	○.○.○	
従たる営業所の所在地	郡山市麓山1-1-1	郡山市麓山10-1-1	○.○.○	
営業所の業種	(土)	(土)(と)	○.○.○	
資本金額	10,000千円	15,000千円	○.○.○	
役員等の氏名	取締役 郡山 一男	—	○.○.○	
	—	取締役 原町 ひばり	○.○.○	
届出事項毎に、本様式以外の様式や確認書類が必要になります 「建設業許可申請の手引き」の別表6を確認してください				

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 3 7 フ ク シ マ ケ ン セ ツ コ ウ ギ ヨ ウ

商号又は名称 3 8 福 島 建 設 工 業

代表者又は個人の氏名のフリガナ 3 9

代表者又は個人の氏名 4 0

主たる営業所の所在地市区町村コード 4 1 都道府県名 市区町村名

主たる営業所の所在地 4 2

郵便番号 4 3 電話番号 10 15 20

資本金額又は出資総額 4 4 1 5 0 0 0 (千円)

様式第一号項番「06」～「13」にならって記入

項番37以降は、変更事項のみ記入
ただし、所在地変更の場合は、必ず市町村コードも記入

連絡先

所属等 総務部総務課 氏名 福島 花子 電話番号 024-521-0000

ファックス番号 024-521-0000

(別紙8)

変更届出書

令和3年 4月1日

~~国土交通大臣~~
許可番号 ~~国土交通大臣~~ 許可(般)特-30)第12345号
福島県知事
法人番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○
福島市杉妻町2番16号
届出者 福島建設工業株式会社
代表取締役 福島 一郎

~~東北地方整備局長~~
福島県知事 殿

事業年度(第30期 平成31年3月1日から令和2年2月29日まで)が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

(1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書
(4) 株主資本等変動計算書及び注記表 (5) 事業報告書 (6) 附属明細表
(7) 法人税納付済額証明書 (8) 所得税納付済額証明書 (9) 事業税納付
済額証明書 (10) 使用人数 (11) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表
(12) 定款 (13) 健康保険等の加入状況

記載要領

- 1 「東北地方整備局長
福島県知事」については、不要なものを消すこと。
- 2 (1) から (13) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

納税情報の確認に関する同意書

福島県知事 殿

福島市杉妻町2番16号

福島建設工業 株式会社

申請者 代表取締役 福島 太郎

- | | | |
|--------------------------------------|--|--------------------------------------|
| <div style="font-size: 2em;">[</div> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第6条に規定する建設業許可の申請（法第17条において準用する場合を含む。） 2. 法第11条に規定する毎事業年度終了の届出（法第17条において準用する場合を含む。） 3. 法第17条の2に規定する譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請並びに法第17条の3に規定する相続の認可の申請 | <div style="font-size: 2em;">]</div> |
|--------------------------------------|--|--------------------------------------|

における事業税の納税情報の提出にあたり、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第4条第4項、第10条第3項、第13条の2第8項又は第13条の3第6項の規定に基づき、建設業許可担当部局がその業務の遂行に必要な範囲内で納税情報を確認することについて、同意いたします。

なお、納税情報が確認できない場合は、地方振興局で設立届・異動届の提出、確定申告・納付等、必要な手続きを行い、同局発行の納税証明書を提出します。

同意年月日 (記入日)	年 月 日
住所又は所在地	福島市杉妻町2番16号
事業者名	福島建設工業 株式会社
代表者職・氏名	代表取締役 福島 太郎
法人番号 (法人の場合のみ)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
対象事業年度	法人： 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで 個人： 令和8年度課税（ 令和7年分所得）

申請書と同じ
情報を記入

※同意があった場合には、以下の納税証明書の発行に係る手続きを省略できます。

【建設業許可申請時】 事業税の直前一年の

【毎事業年度終了時】 事業税の納付すべき

【譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認

法人の場合は設定した事業年度単位

個人の場合は年単位

【相続の認可の申請時】 事業税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額